

高 知 県 盛 土 規 制 法 許可申請等の手引き

令和 7 年 4 月

高知県土木部
都市計画課

目 次

1 許可権者・申請方法・申請窓口.....	1
2 盛土規制法の概要.....	2
2.1 盛土規制法の趣旨.....	2
2.2 用語の定義.....	3
2.2.1 主な用語.....	3
2.2.2 宅地.....	4
2.2.3 宅地造成及び特定盛土等.....	4
2.2.4 崖.....	6
2.2.5 多段の崖.....	6
2.2.6 土石の堆積.....	7
2.2.7 溪流等.....	7
2.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域（法第 10 条、第 26 条）	8
3 工事の許可・届出.....	9
3.1 許可を要する工事（法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項）	10
3.2 届出を要する工事（法第 27 条第 1 項）	12
3.3 その他届出を要する工事等（法第 21 条第 1 項、第 3 項、第 4 項）	13
3.4 許可及び届出を要しない工事.....	13
3.5 行為の規模によっては許可若しくは届出を要する工事（営農行為）	15
3.6 国又は県、中核市が規制区域内において行う宅地造成等に関する工事（みなし許可）（法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項）	16
3.6.1 協議の申出.....	16
3.6.2 工事の変更協議.....	19
3.6.3 協議後の手続き.....	19
3.7 都市計画法に基づく開発許可を受けた工事（みなし許可）（法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項）	20
3.8 工事の一体性について.....	21
3.9 関係法令.....	22
4 許可申請書の作成及び手続き.....	24
4.1 手続きの流れ.....	24
4.2 事前相談.....	25
4.3 周辺住民への周知（法第 11 条、第 29 条）	26
4.4 土地所有者等の同意（法第 12 条第 2 項、第 30 条第 2 項）	27
4.5 設計者の資格（法第 13 条第 2 項、第 31 条第 2 項）	28
4.6 技術的基準への適合（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項）	29
4.7 工事主の資力・信用（法第 12 条第 2 項、第 30 条第 2 項）	32
4.8 工事施行者の能力（法第 12 条第 2 項、法第 30 条第 2 項）	32
4.9 許可申請に必要な書類等（法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項）	32

4.10 申請手数料.....	39
4.11 標準処理期間.....	43
4.12 許可の条件（法第 12 条第 3 項、第 30 条第 3 項）	43
4.13 許可情報の公表（法第 12 条第 4 項、第 30 条第 4 項）	44
5 許可後の手続き.....	45
5.1 標識の掲示（法第 49 条）	45
5.2 工事の変更許可申請（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項）	45
5.3 軽微な変更に関する届出（法第 16 条第 2 項、第 35 条第 2 項）	46
5.4 工事の廃止に関する届出（細則第 9 条）	47
5.5 検査・定期報告.....	48
5.5.1 定期報告（法第 19 条、第 38 条）	48
5.5.2 中間検査（法第 18 条、第 37 条）	49
5.5.3 完了検査・確認申請（法第 17 条、第 36 条）	52
5.5.4 検査・定期報告の留意事項.....	56
5.6 適合証明書交付申請（省令第 88 条）	56
6 特定盛土等規制区域における工事の届出（法第 27 条第 1 項）	57
6.1 手続きの流れ.....	57
6.2 届出に必要な書類等.....	57
6.3 届出情報の公表（法第 27 条第 2 項）	60
6.4 届出後の手続き.....	61
6.4.1 標識の掲示（法第 49 条）	61
6.4.2 届出工事の変更届出（法第 28 条第 1 項）	62
6.4.3 届出工事の廃止に関する届出（細則第 9 条）	63
6.4.4 届出工事の完了に関する届出（細則第 14 条）	63
7 その他工事の届出.....	64
7.1 規制区域の指定の際、当該区域内において行われている工事の届出（法第 21 条第 1 項、 第 40 条第 1 項）	64
7.1.1 届出に必要な書類等.....	64
7.1.2 届出情報の公表（法第 21 条第 2 項）	65
7.1.3 届出工事の変更届出（細則第 8 条）	66
7.1.4 届出工事の完了に関する届出（細則第 14 条）	67
7.2 擁壁、崖面崩壊防止施設、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等を除 却する工事の届出（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項）	67
7.2.1 届出に必要な書類等.....	67
7.2.2 届出工事の変更届出（細則第 8 条）	67
7.2.3 届出工事の廃止に関する届出（細則第 9 条）	68
7.2.4 届出工事の完了に関する届出（細則第 14 条）	68
7.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出（法第 21 条第 4 項、第 40 条 4 項）	68

8 申請期間について.....	69
9 不法・危険盛土等に対する行政処分・罰則等.....	70
9.1 監督処分（法第 20 条第 1 ～ 4 項、法第 39 条第 1 ～ 4 項）	70
9.2 改善命令（法第 23 条、第 42 条）	71
9.3 立入検査（法第 24 条、第 43 条）	72
9.4 報告聴取（法第 25 条、第 44 条）	72
9.5 行政代執行（法第 20 条第 5 ～ 7 項、第 39 条第 5 ～ 7 項）	73
9.6 罰則規定（法第 55 条～61 条）	73

本手引きは、法令等に規定された手続や基準のほか、関連する通知やガイドライン等を整理し、申請手続等をする場合の取り扱いをまとめたもので、高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第19条に基づき定めたものです。

なお、中核市である高知市内における申請手続き等は、高知市にお問合わせください。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

盛土規制法、法：宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（令和4年5月27日改正）

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）（令和4年12月23日改正）

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）（令和5年3月31日改正）

細則：高知県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 年高知県規則第 号）

1 許可権者・申請方法・申請窓口

高知県内の高知市以外の区域については、高知県知事が許可権者となります。

許可申請等の申請方法・申請窓口は、以下のとおりです。

〔申請方法〕

次のいずれかの方法で申請してください。

- ・郵送

申請窓口に許可申請に必要な書類等を郵送してください。

- ・申請窓口への提出

申請窓口に許可申請に必要な書類等をお持ちください。

〔申請窓口〕

高知県庁 土木部 都市計画課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎6階）

TEL:088-823-9776 FAX:088-823-9036

〔（参考）高知市窓口〕※高知市内の区域は、高知市が窓口になります。

高知市役所 都市建設部 都市計画課

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1番45号（本庁舎5階）

TEL:088-823-9465 FAX:088-823-9454

2 盛土規制法の概要

2.1 盛土規制法の趣旨

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害では、多くの生命や財産が失われ、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされてます。このほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による、人的、物的被害が確認される等、盛土等による災害の防止が喫緊の課題となっていたこと等を踏まえ、従来の「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号。以下、「盛土規制法」という。）とし、土地の用途(宅地、農地、森林等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになりました。

※盛土規制法に基づく許可申請等を行う際、盛土規制法以外の法令等による許可等が必要な場合がありますので、「3.9 関係法令」を参考に、必ず法令違反がないよう規制状況の確認をお願いします。

2.2 用語の定義

2.2.1 主な用語

本手引きの用語の定義は、以下のとおりです。

なお、「宅地」、「宅地造成」、「特定盛土等」、「崖」、「多段の崖」、「土石の堆積」、及び「溪流等」については、次項以降で詳述します。

〔本手引きにおける主な用語の定義〕

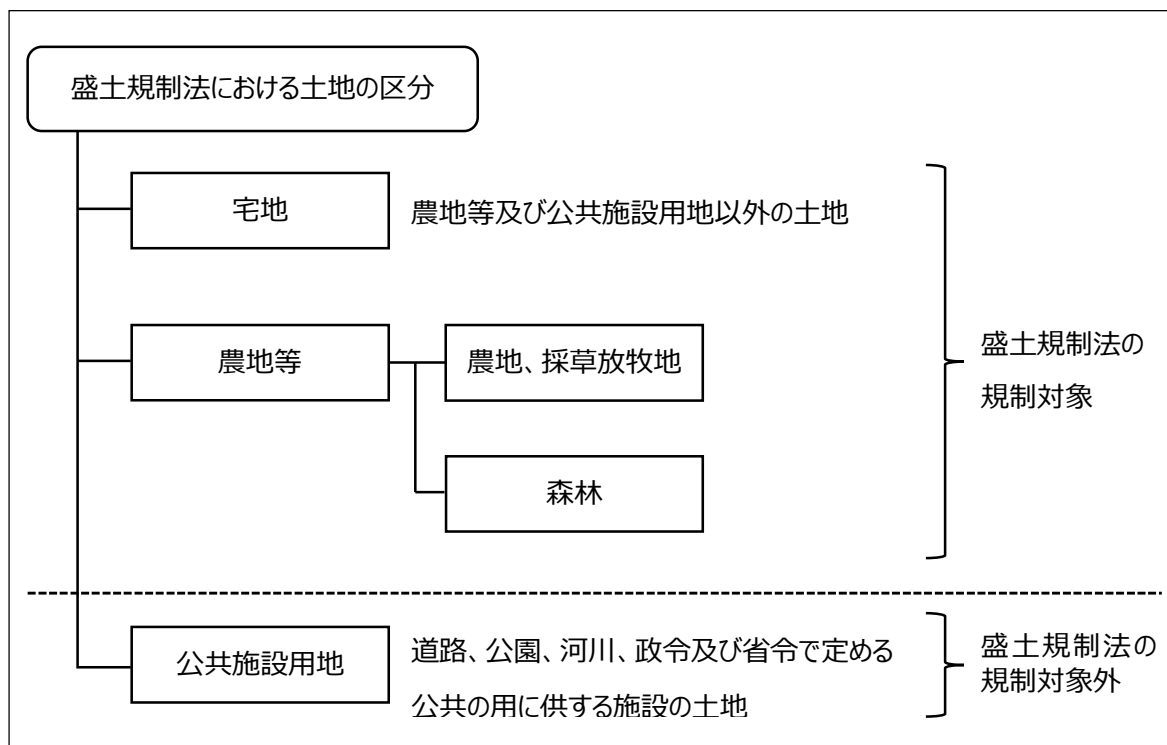
用語	定義
宅地	農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第 2 条及び省令第 1 条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第 3 条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令第 3 条で定めるもの
土石	土石とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指す
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積をまとめて表す用語
災害	崖崩れ又は土砂の流出による災害
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの（政令第 1 条第 1 項～第 3 項）。なお、崖の途中に小段等の水平面があり崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがある。
溪流等	山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、人家等に危害を及ぼしうるエリア
規制区域	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域をまとめて表す用語
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留のこと。
工事主	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者
特定工程	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

2.2.2 宅地

盛土規制法における土地の区分は、次に示すとおりです。

「宅地」は、農地等及び公共施設用地以外の土地をいいます。

〔盛土規制法における土地の区分〕

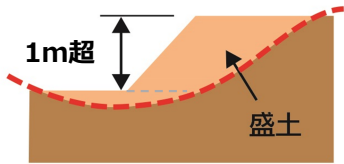
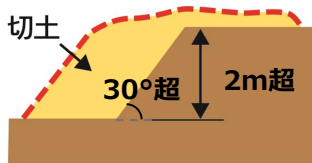
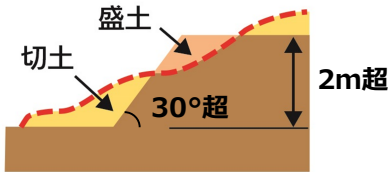
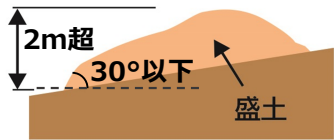
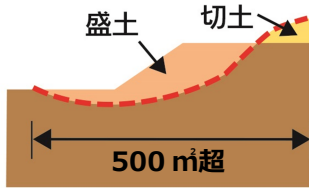


2.2.3 宅地造成及び特定盛土等

盛土規制法における「宅地造成及び特定盛土等」の政令で定める土地の形質の変更は、次に示すとおりです。

- ① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの（図①）
- ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの（図②）
- ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）（図③）
- ④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）（図④）
- ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）（図⑤）

〔宅地造成及び特定盛土等の定義〕

図① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
図② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
図③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く。）	
図④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く。）	
図⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く。）	

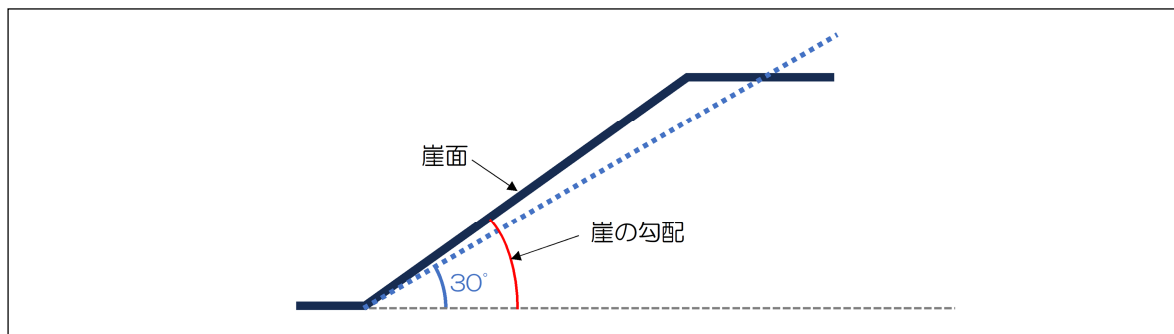
2.2.4 崖

「崖」とは、地表面が水辺面に対し 30 度を超える角度をなす土地（のり面勾配 1 : 1.8）で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものを言います。

「崖面」とは、その地表面を言います。

「崖の勾配」とは、崖面の水平面に対する角度を言います。

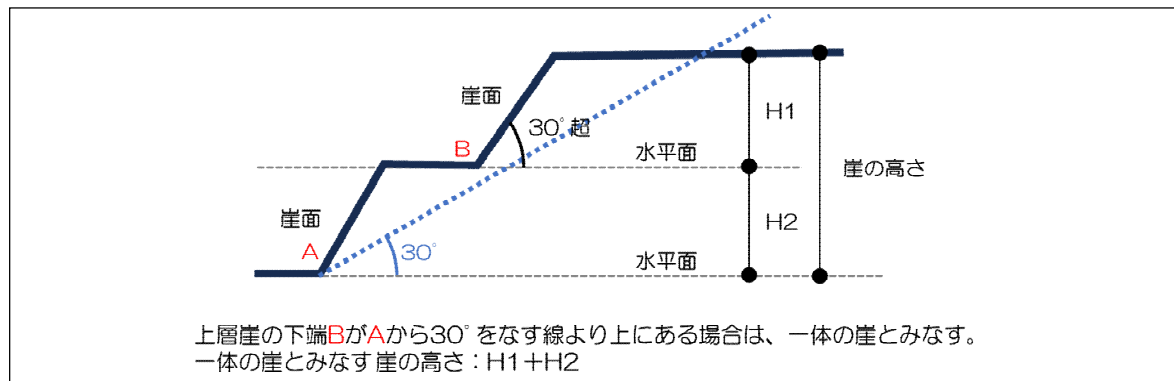
〔崖の概念図〕



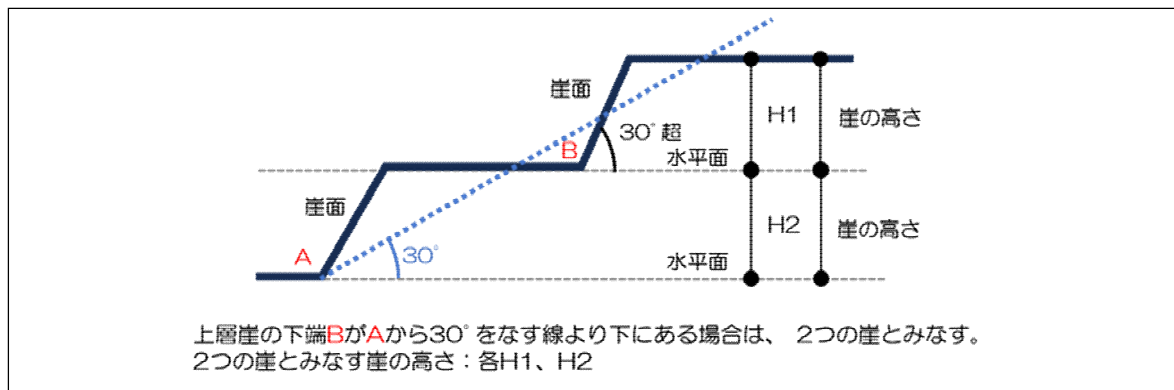
2.2.5 多段の崖

小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなします。

〔一体の崖とみなす場合〕



〔2つの崖とみなす場合の概念図〕

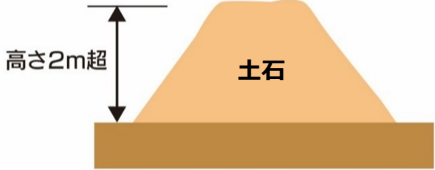
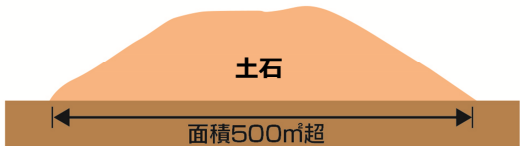


2.2.6 土石の堆積

盛土規制法における「土石の堆積」の定義は、次に示すとおりです。**なお、「土石の堆積」は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り。**

- ① 最大時に堆積する高さが 2m を超える土石の堆積（図①）
- ② ①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が最大時に 500 m²を超えるもの（図②）

〔土石の堆積の定義〕

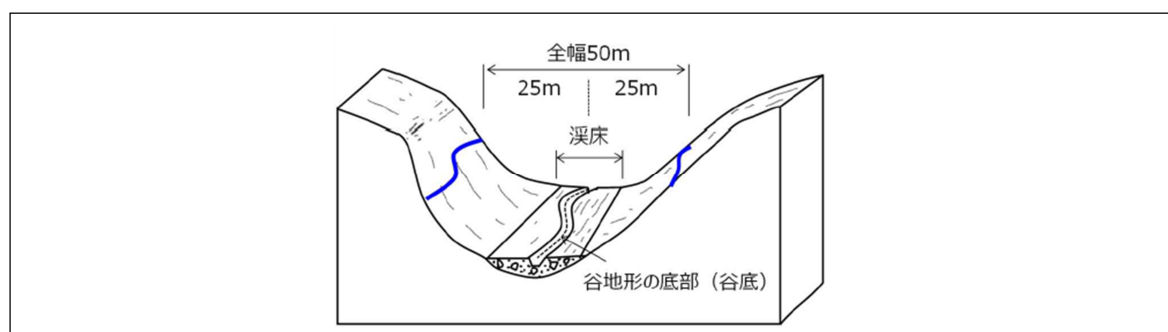
図① 最大時に堆積する高さが 2m 超となる土石の堆積	
図② 最大時に堆積する面積が 500 m ² 超となる土石の堆積	

2.2.7 溪流等

溪流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもので、以下に該当するものをいい、溪床勾配 10 度以上の勾配を呈す一連の谷地形を中心に、全幅 50m の範囲をいいます。

- ・山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ・山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が上記の土地に類する状況を呈している土地
- ・上記 2 つの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

〔溪流等の概念図〕



出典：盛土等防災マニュアルの主な改正概要と考え方 国土交通省 令和 5 年 5 月

2.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域（法第10条、第26条）

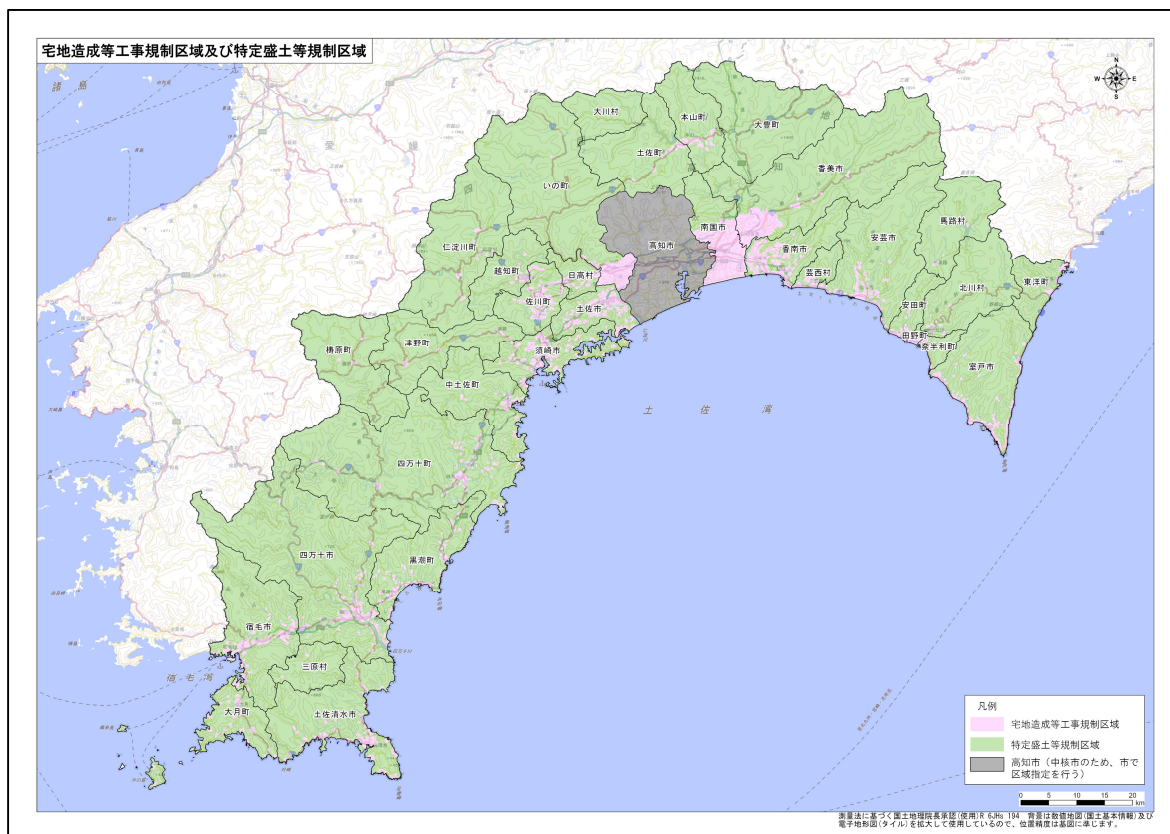
高知県内（高知市を除く）における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は次のとおりです。

高知市については、高知市で規制区域を指定していますので、高知市ホームページ等でご確認ください。

なお、県内の規制区域図は、高知県ホームページで公表しています。

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

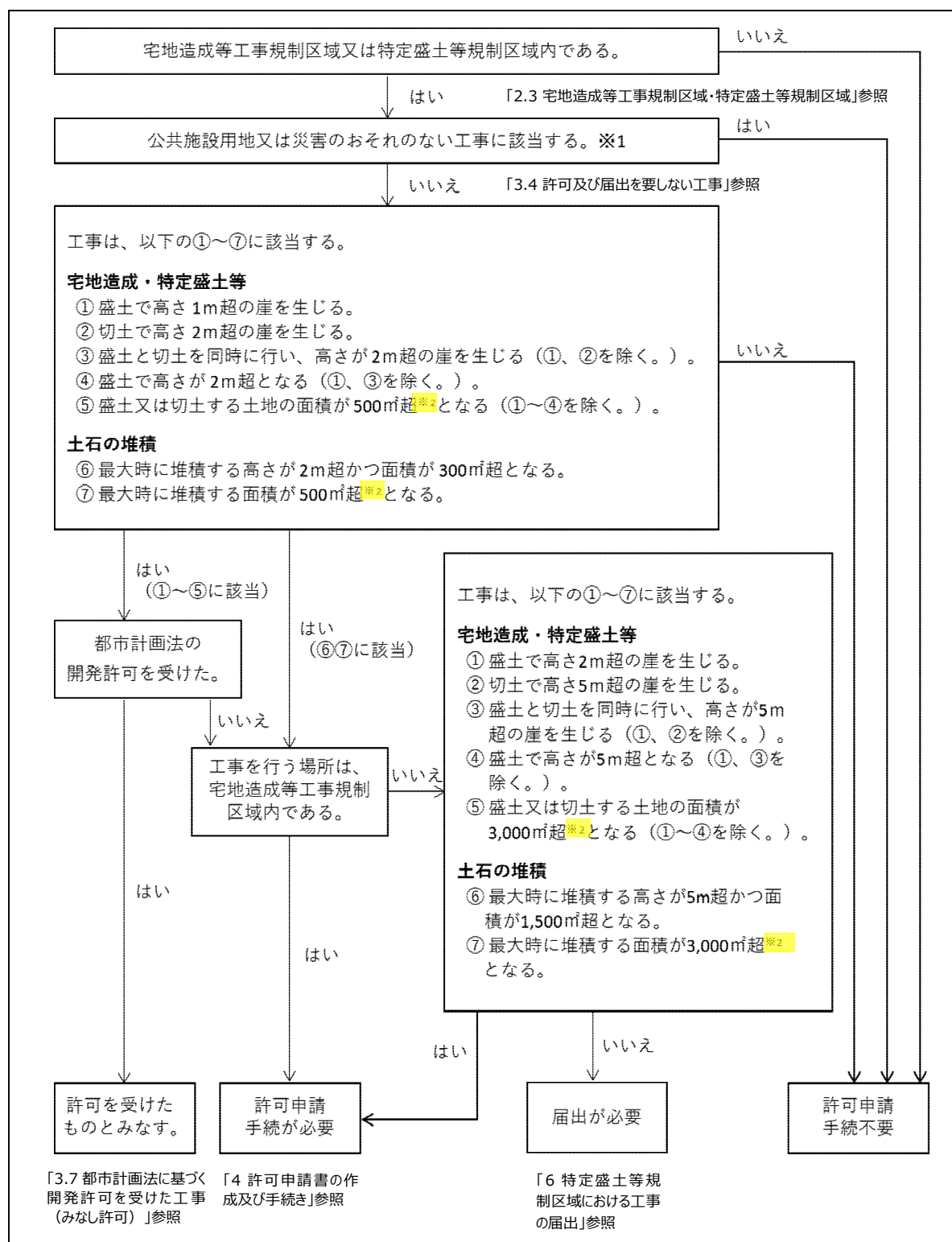
〔宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域〕



3 工事の許可・届出

盛土規制法に基づく許可の要否判定フローを参照し、申請の要否を確認してください。

〔盛土規制法に基づく許可の要否判定フロー〕

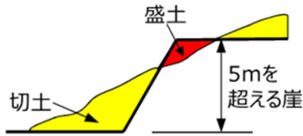
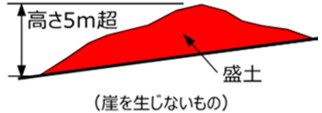
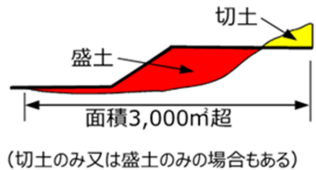


3.1 許可を要する工事（法第12条第1項、第30条第1項）

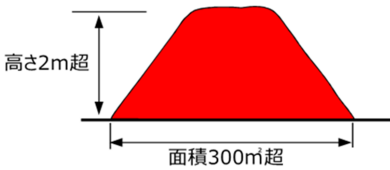
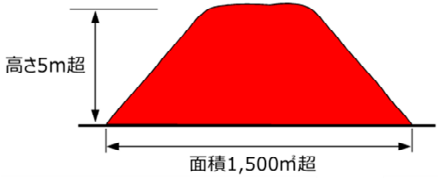
宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、以下に示す規模の工事を行う場合には、高知県知事の許可が必要となります。

〔許可を要する工事〕宅地造成、特定盛土等

行為	区域	対象規模	イメージ図
宅 地 造 成 特 定 盛 土 等 （法第2条、 政令第3条、 政令第28条）	宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	① 盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの	
		② 切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
		③ ①、②に該当しない切土と盛土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
		④ ①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの	
		⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの	
	特 定 盛 土 等 規 制 区 域	① 盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの	
		② 切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの	

行為	区域	対象規模	イメージ図
宅地造成 特定盛土等 規制区域 (法第2条、 政令第3条、 政令第28条)	特定盛土等 規制区域	③ ①、②に該当しない切土と盛土を同時に行い、高さが5mを超える崖を生ずるもの	
		④ ①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの	
		⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの	

〔許可を要する工事〕土石の堆積

行為	区域	対象規模	イメージ図
土石の堆積 (※) (法第2条、 政令第4条、 政令第28条、 省令第8条(10)イ)	宅地造成等 工事規制区域	① 最大時に高さが2mを超える土石の堆積で、かつ土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの	
		② ①に該当しない土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が最大時に500㎡を超えるもの	
	特定盛土等 規制区域	① 最大時に高さが5mを超える土石の堆積で、かつ土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの	
		② ①に該当しない土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が最大時に3,000㎡を超えるもの	

※ 土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

3.2 届出を要する工事（法第 27 条第 1 項）

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、許可を要する規模の工事に該当しない場合にあつて、以下に示す規模の工事を行う場合には、工事主は、当該工事に着手する 30 日前までに、当該工事の計画を高知県知事へ届出を行う必要があります。

〔届出を要する工事〕

行為	区域	対象規模	イメージ図
特定盛土等 （法第2条、 政令第3条）	特定盛土等 規 制 区 域	① 盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの	
		② 切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの	
		③ ①、②に該当しない切土と盛土を同時に行い、高さが 2m を超える崖を生ずるもの	
		④ ①、③に該当しない盛土で、高さが 2m を超えるもの	
		⑤ ①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの	
土石の堆積 （※） （法第2条、 政令第4条、 省令第8条 (10)イ）	特定盛土等 規 制 区 域	① 最大時に高さが 2m を超える土石の堆積で、かつ土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えるもの	
		② ①に該当しない土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が最大時に 500 m ² を超えるもの	

※ 土石の堆積の届出期間は最長 5 年となります。

3.3 その他届出を要する工事等（法第 21 条第 1 項、第 3 項、第 4 項）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等を実施する場合（現に実施している場合）は、高知県知事へ届出を行う必要があります。

届出の手続きについては、「7 その他工事の届出」を参照してください。

〔その他届出を要する工事等〕

対象となる工事等	規模	届出期限
区域指定の際に既に行われている工事（法第21条第1項）（7.1詳述）	「3.1 許可を要する工事」、「3.2 届出を要する工事」に該当する工事	区域指定日（令和7年4月1日）から21日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事（法第21条第3項、政令第26条）（7.2詳述）	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用（法第21条第4項）（7.3詳述）	公共施設用地を宅地又は農地等に転用したとき	転用した日から14日以内

3.4 許可及び届出を要しない工事

下表に記載する工事は、盛土規制法による許可及び届出が必要ありません。

なお、法第 2 条に定める公共施設用地で行う工事は、盛土規制法の規制対象外となりますが、それ以外の公共事業における盛土等は規制対象となります。

〔規制対象外工事〕

区分	具体的な内容
公共施設用地 （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	・道路（林道（主として林産物の搬出及び森林施業を行うための道路であって、林道規程及び林道技術基準に基づくもの。林業専用道を含む。）を含む。））、公園、河川 ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ・国又は地方公共団体が管理する以下の施設 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

また、次表に記載する災害の発生するおそれがないと認められる工事や、みなし許可となる工事と同じく許可及び届出が不要となりますが、規制対象規模の場合には、土地所有者等に対して保全義務が課せられ、災害が発生するおそれのある危険な状態になっている場合は、法第23条又は第42条の規定による改善命令（「9.2 改善命令」参照）を受ける可能性がありますので、適切な工事と維持管理に努めてください。

〔許可及び届出を要しない工事〕

区分	具体的な内容
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号)	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ① 地方住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 日本下水道事業団 ④ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑤ 独立行政法人水資源機構 ⑥ 独立行政法人都市再生機構 ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが50cmを超えないものを行う工事 ・政令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが50cmを超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※1）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※2）又はその付近（※3）に堆積するもの
みなし許可となる工事 (法第15条各項、法第34条各項に基づき許可があったもの（（受けたもの）とみなす工事）)	・国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事（3.6 詳述） ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事（3.7 詳述）
土地利用のために土地の形質を維持する行為	・通常の営農行為の範疇にある耕起等（3.5 詳述） ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

※1 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

※2 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。

※3 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

3.5 行為の規模によっては許可若しくは届出を要する工事（営農行為）

盛土規制法においては、盛土等を規制対象としているところですが、一方で、土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、通常の営農行為は法の規制の対象とならないものとされています。ただし、盛土等の規模によっては規制対象となる場合がありますので、市町村の農業委員会にご相談ください。

〔行為の規模によっては許可若しくは届出を要する工事〕

具体的な内容
・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（※1）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充（※2））

※1 通常の営農行為（盛土規制法対象外）と土地の形質の変更に該当する行為（盛土規制法対象）の考え方は、以下のとおりです。詳しくは、市町村の農業委員会にご相談ください。

〔通常の営農行為の範囲〕

区分	土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） →規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象※b
行為の例	➢ 耕起、代かき、整地、畝立て ➢ けい畔の新設・補修・除去 ➢ 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入 ➢ 表土の補充 ※a ➢ 表土の入れ替え <イメージ> ➢ 農業用暗きょ排水の新設・改修 ➢ 樹園地における樹木の改植 ➢ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等)	➢ ほ場の大区画化・均平・勾配修正 <イメージ> ➢ 盛土を伴う田畑転換 ➢ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ➢ 農道の整備 <イメージ> ➢ 農業用施設用地の整備
備考	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外	

※a 表土の補充の考え方は、「※2」を参照

※b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（※c）等に係る工事（省令8条1号）は許可不要工事に該当する。

※c 省令第8条第1号に規定する「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当すると考えられる。

なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する国、県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要である。

したがって、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、許可を要する工事とする。

※2 表土の補充の行為について、盛土規制法の対象となる行為の考え方は、以下のとおりです。

〔規制対象となる表土の補充及び盛土の考え方〕

区分		表土の補充のみを行う場合		盛土による嵩上げと表土の補充を一体的に行う場合 (工事後に嵩上げ高・補充高が不明)	
設定	断面				
	補充面積等の規模	補充面積は盛土の許可対象規模(面積)		補充面積・嵩上げ面積ともに盛土の許可対象規模(面積)	
	補充高・嵩上げ高				
考え方		表土基準がない場合、補充する表土全体の高さ・面積を盛土の許可対象規模に照らして判断		表土基準や営農基準がない場合、嵩上げ盛土と補充表土を一体とした高さ・面積を盛土の許可対象規模に照らして判断	
規制対象の内外 規制対象範囲		規制対象外		規制対象 補充表土全体	

※1 図表中の略称の説明 50cm(※2)

H：工事前後の地表面の標高差

S・補充高：補充した表土の高さ

M・嵩上げ高：盛土用土の盛土で嵩上げた高さ

※2 あくまで目安なので、厚さについては市町村の農業委員会にご相談ください。

3.6 国又は県、中核市が規制区域内において行う宅地造成等に関する工事（みなし許可）

（法第15条第1項、第34条第1項）

規制区域内において、国、県、中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、「3.1 許可を要する工事」に示す規模の工事を行う場合には、高知県と協議が必要となり、協議成立後は許可があったとみなされます。

3.6.1 協議の申出

協議に必要な書類等は、以下のとおりです。なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

なお、工事の施行区域を工区に分けたときは、図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示してください。

〔協議に必要な書類等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	—	細則第5号様式	○	○
2	☐	擁壁の構造計算書	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載	（任意様式）	○	△

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
3	☐	盛土の安定計算書	溪流等において高さ 15m 超の盛土をするとき（政令 7 条 2 項 2 号）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	（任意様式）	○	△
	☐	崖面の安定計算書	崖面を擁壁で覆わないとき（政令 8 条 1 項 1 号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	（任意様式）	○	△
4	☐	流量計算書	—	（任意様式）	○	△
5	☐	土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	○	△

〔協議に必要な図面等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2 部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類		内容等	縮尺・備考	提出書類	
					正	副
1	☐	位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○	△
2	☐	地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すもの	○	△
3	☐	求積図	協議箇所に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	縮尺：1/500 以上	○	△
4	☐	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・断面図と照合できる記号を記載 ・植栽等の措置が不要な場合はその旨を記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載	○	△
5	☐	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所について作成する。	○	△
6	☐	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称（排水施設の構造図と照合することができる番号）	縮尺：1/500 以上	○	△
7	☐	排水施設の構造図	排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	○	△
8	☐	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50 以上 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	○	△
9	☐	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	△
10	☐	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	△

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	提出書類	
				正	副
11	☐ 崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	△
12	☐ 崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	○	△

〔協議に必要な書類等（土石の堆積）〕 提出部数：2部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類	内容等	様式	提出書類	
				正	副
1	☐ 土石の堆積に関する工事の協議申出書	—	細則第6号様式	○	○
2	☐ 構台等の設計書	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する場合に、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造であることを証する設計書	（任意様式）	○	△
3	☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画	地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設の措置が確認できる書類	（任意様式）	○	△
	☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないような堆積箇所の配置及び空地の措置が確認できる書類	（任意様式）	○	△
4	☐ 鋼矢板の設計書	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置する場合に、鋼矢板等が想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを証する設計書	（任意様式）	○	△
5	☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画	堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置が確認できる書類	（任意様式）	○	△
	☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置が確認できる書類	（任意様式）	○	△
6	☐ 土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	○	△

〔協議に必要な図面等（土石の堆積）〕 提出部数：2部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	提出書類	
				正	副
1	☐ 位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○	△
2	☐ 地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は2mの標高差を示すもの	○	△
3	☐ 求積図	協議箇所に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	縮尺：1/500 以上	○	△

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	提出書類	
				正	副
4	☐ 土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500 以上 ・断面図と照合することができる記号を記載 ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を記載	○	△
5	☐ 土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500 以上	○	△
6	☐ 排水施設の構造図	排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	○	△

3.6.2 工事の変更協議

協議の内容から変更が生じる場合（軽微な変更を除く、「5.3 軽微な変更に関する届出」参照）は、高知県と変更協議を行う必要があります。ただし、擁壁の形状寸法あるいは位置の変更等、その計画の変更が些細な変更であって計画の同一性を失わず、かつ、災害の防止に支障をきたさないものである場合には、変更協議は不要です。

変更協議に必要な書類は、以下のとおりです。

〔提出が必要な書類等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類	内容等	様式	提出書類	
				正	副
1	☐ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	—	細則第8号様式	○	○
2	☐ 工事計画変更の内容に係る書類	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。	（任意様式）	○	△

〔提出が必要な書類等（土石の堆積）〕 提出部数：2部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類	内容等	様式	提出書類	
				正	副
1	☐ 土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	—	細則第9号様式	○	○
2	☐ 工事計画変更の内容に係る書類	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。	（任意様式）	○	△

3.6.3 協議後の手続き

協議が成立した場合、盛土規制法による許可を受けたものとみなされることから、許可は不要ですが、協議後の手続き及び規制については、盛土規制法の規定が適用されることになります。

〔協議が成立した場合に適用される盛土規制法の規定〕

内容	盛土規制法		備考
完了検査	第 17 条・第 36 条	適用	法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項の許可対象規模に該当するものに限る。
中間検査	第 18 条・第 37 条	適用	
定期の報告	第 19 条・第 38 条	適用	
標識の掲示	第 49 条	適用	
監督処分	第 20 条・第 39 条	適用	

3.7 都市計画法に基づく開発許可を受けた工事（みなし許可）（法第 15 条第 2 項、第 34 条第 2 項）

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事で、盛土規制法の許可対象に該当する場合、盛土規制法による許可を受けたものとみなされ、許可及び届出は不要です。

同様に、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても、盛土規制法によるものとみなされます。

これにより、許可後の手続き及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることになります。

なお、規制区域の指定（令和7年4月1日）前に、開発許可を受けて、規制区域の指定日以降に工事着手する場合は、みなし許可扱いとなりません。そのため、盛土規制法の許可を受けた後に工事着手してください。

〔みなし許可の場合に適用される盛土規制法の規定〕

内容	盛土規制法		備考
中間検査	第 18 条・第 37 条	適用	法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項の許可対象規模に該当するものに限る。
定期の報告	第 19 条・第 38 条	適用	
標識の掲示	第 49 条	適用	
監督処分	第 20 条・第 39 条	適用	

〔みなし許可の場合で都市計画法の規定に従う事項〕

内容	盛土規制法		備考
工事の許可時の手続き ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	第 12 条・第 30 条	—	都市計画法の規定に従う。
許可証の交付又は不許可の通知	第 14 条・第 33 条	—	都市計画法の規定に従う。
変更の許可等	第 16 条・第 35 条	—	都市計画法の規定に従う。
完了検査等	第 17 条・第 36 条	—	都市計画法の規定に従う。

3.8 工事の一体性について

「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から一体性を有すると認められる工事は、一体の工事として規模要件を判定し、その結果、許可・届出の規模要件を上回る場合は、許可申請又は届出が必要です。

〔「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の考え方〕

①事業者の同一性

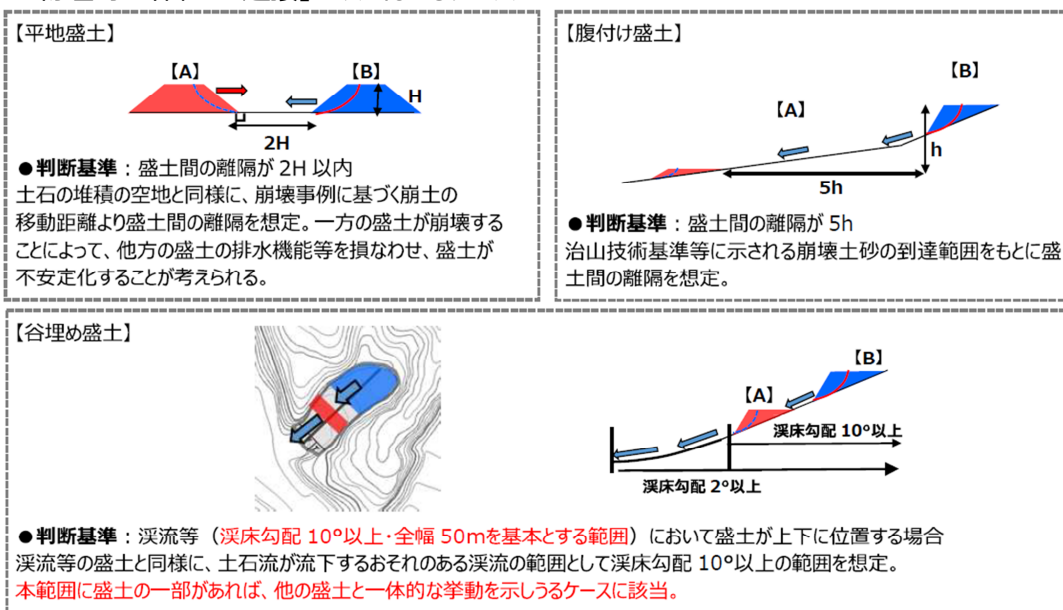
事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一主体は以下の事例が挙げられる。

- ・同一の事業者が行っている場合
- ・異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合
- ・同一人物が複数の名義で行っている場合

②物理的一体性

- ・複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合
- ・複数の盛土等が「近接」※しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合
- ・同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合

※物理的一体性の「近接」に該当するケース



出典：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン 3-103

③機能的一体性

事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合

④時期的近接性

盛土等が行われた時期が近い場合（前回工事の完了日から1年以内に工事に着手する場合）

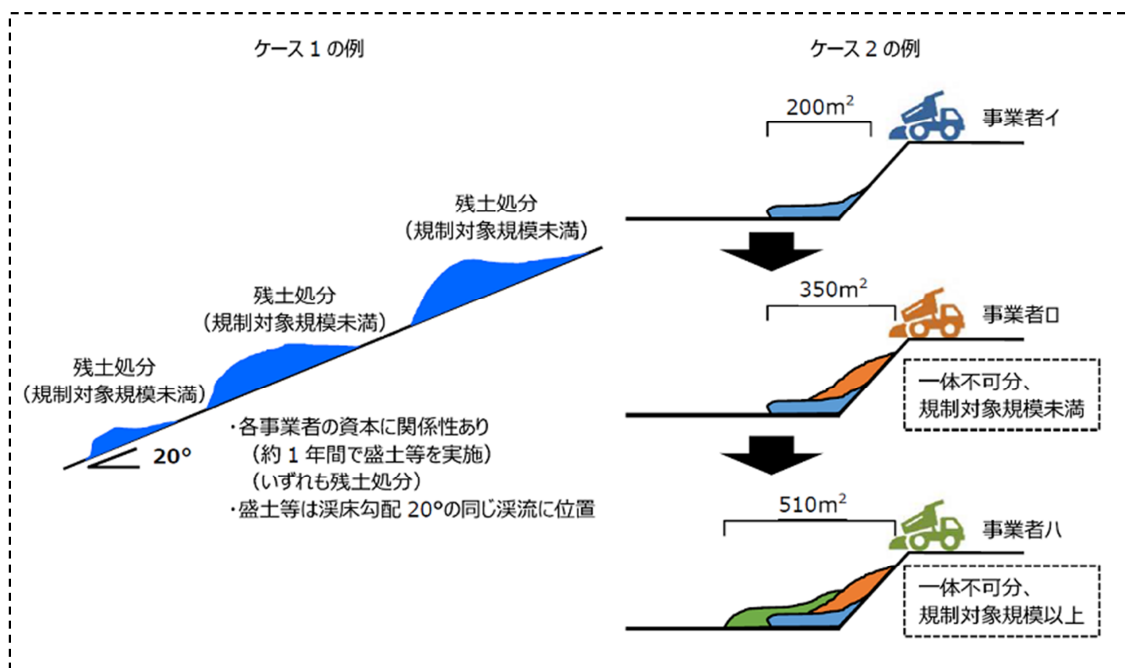
〔一体性を有すると認められる工事の事例〕

■ケース 1_「事業者の同一性」かつ「物理的一体性」が認められる場合

資本関係のある事業者が、同じ溪流で盛土等を行った場合

■ケース 2_「事業者の同一性」は認められないが「物理的一体性」が認められる場合

複数の事業者が、同じ土地で盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合



出典：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン 3-104

3.9 関係法令

宅地造成等を行う場合、盛土規制法以外の法令等による許可等が必要な場合があります。以下に
関係する法令を例示しますが、記載されているものに限らず、**市町村条例も含めて**必ず法令違反がない
よう規制状況の確認をお願いします。

〔盛土規制法と関係法令との関係一覧〕

法令等	概要	担当課等
都市計画法	都市計画法に基づく開発許可を受けた造成工事については、 <u>当該造成工事に関する許可を受けたものとみなす。</u> （ただし、定期報告、中間検査、標識の掲示が必要である。）（3.7 詳述）	高知県 土木部 都市計画課
農地法	農地を転用する時は、農地法による農地転用許可申請が必要のため、事前に協議すること。	高知県 農業振興部 農業基盤課
森林法	森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタール※を超える規模の造成行為等の形質変更を行う場合は、許可が必要である。 なお、施行区域に保安林を含めることは、解除を受けることができる場合を除き、形質変更はできない。 ※太陽光発電設備の設置を目的とする造成行為等にあつては、0.5ヘクタール	高知県 林業振興・環境部 治山林道課

法令等	概要	担当課等
自然公園法	自然公園内（国定公園、県立自然公園）において規制される各種開発行為を行う場合は、自然公園法又は高知県立自然公園条例に基づく許可申請又は届出の手続が必要となる。	高知県 林業振興・環境部 自然共生課
建築基準法	・盛土規制法の許可は造成行為についての許可であり、建築物の建築については、建築基準法による建築確認の手続が必要である。 ・建築確認申請の対象敷地において、建築に伴い盛土規制法の規制規模の造成を行う場合、建築確認申請に盛土規制法の許可書の写しを添付する必要がある。 ・盛土規制法の許可に基づいて設置された擁壁（届出により設置された擁壁を除く）は、改めて建築基準法に基づく工作物の確認を受ける必要はない。 ・盛土規制法の許可に基づいて築造する道路でも、建築基準法に基づく道路の位置指定を伴う場合は、別途手続きが必要である。建築確認又は道路の位置の指定をするときは、事前に関係部局と調整の上、盛土規制法の許可申請を行うこと。	高知県 土木部 建築指導課
砂防関係法令 （砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内で、土地の掘削、盛土、切土その他土地の現況を変更するなどの制限行為を行う場合は、技術基準に従い、計画を作成し、事前に知事の許可を受ける必要がある。	高知県 土木部 防災砂防課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で特定開発行為（住宅・宅地分譲等や社会福祉施設、学校及び医療施設等の施設の立地のための開発行為）を行う場合は、技術基準に従い、計画を作成し、事前に知事の許可を受ける必要がある。	高知県 土木部 防災砂防課
特定都市河川浸水被害対策法	令和7年7月1日から、流域内において1,000m ² 以上の雨水浸透阻害行為（田畑や原野等に建物を造る行為や舗装を行う行為など）は、流域の市町村（土佐市、佐川町、日高村）の許可等が必要となります。	高知県 土木部 河川課
高知県土地基本条例	事業者は、開発区域の面積が10ヘクタール以上※の開発行為をしようとするときは、開発計画をあらかじめ、知事に提出しなければならない。 ※ゴルフ場の新設又は既設のゴルフ場の増設にあっては5ヘクタール	高知県 土木部 用地対策課
文化財保護法	工事を行う区域が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する場合は、教育長への届出が必要であることから、事前に指導を受けること。	高知県 文化生活部 歴史文化財課
土壌汚染対策法	3,000㎡（水質汚濁防止法に基づく特定有害物質使用特定施設が設置された土地においては900㎡）以上の土地の形質の変更（掘削又は盛土）を行う場合は、届出が必要であり、その土地について土壌汚染のおそれがあると知事が認めるときには土壌汚染状況調査を行わなければならない場合がある。	高知県 林業振興・環境部 環境対策課
大気汚染防止法	1,000㎡以上の土石の堆積場※を設置しようとするときは、粉じんの飛散防止措置等を記した届出を各福祉保健所へ提出する必要がある。 ※大気汚染防止法施行令別表第二に示すもの。	高知県 林業振興・環境部 環境対策課
高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	一定の要件を満たす3,000㎡以上の土砂等の埋立て等を行う場合は、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、生活環境の保全、県民生活の安全を確保することを目的に、事前に知事の許可を受ける必要がある。	高知県 林業振興・環境部 環境対策課

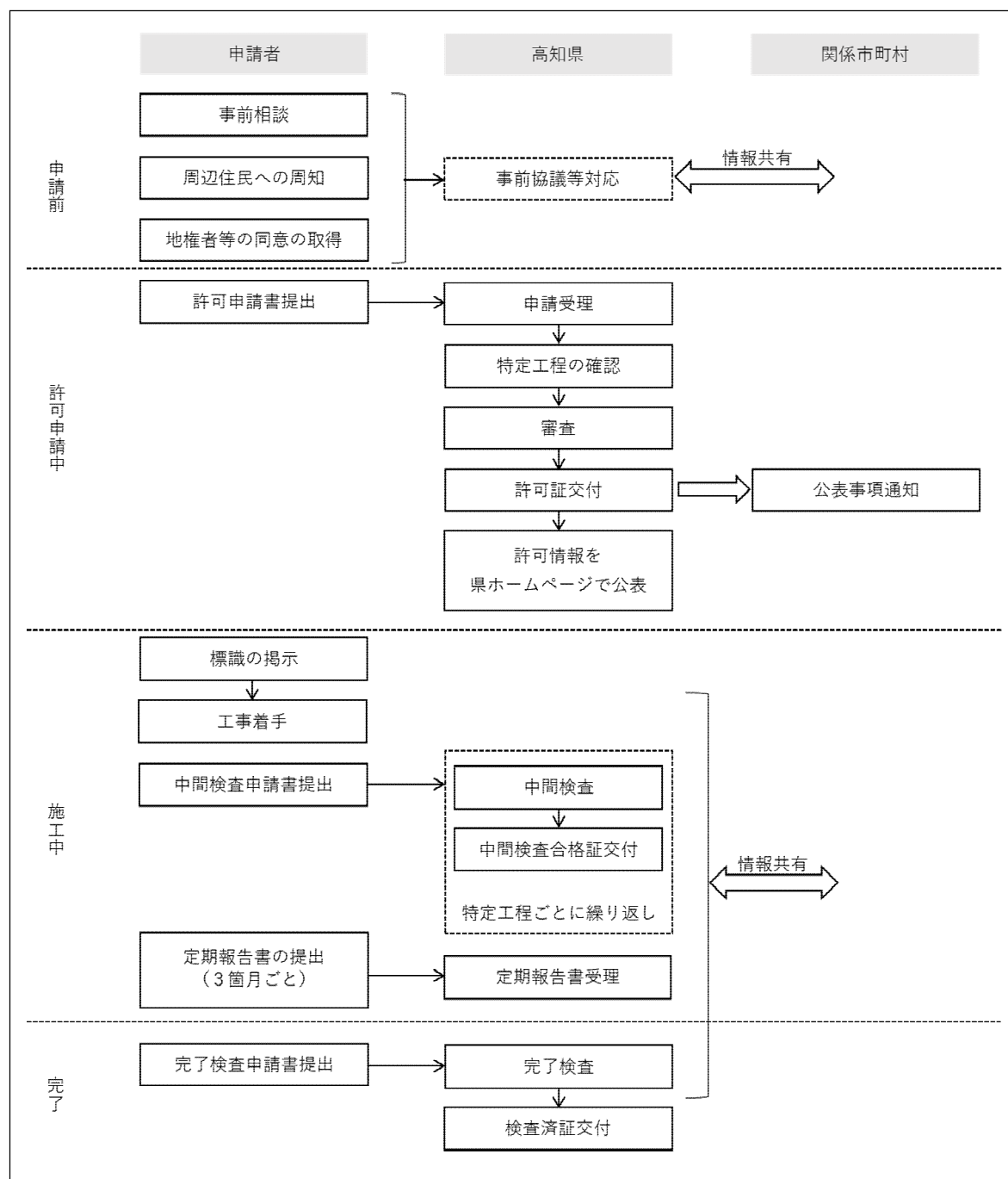
4 許可申請書の作成及び手続き

「3.1 許可を要する工事」に該当する規模の工事を行う場合には、高知県知事の許可が必要となります。

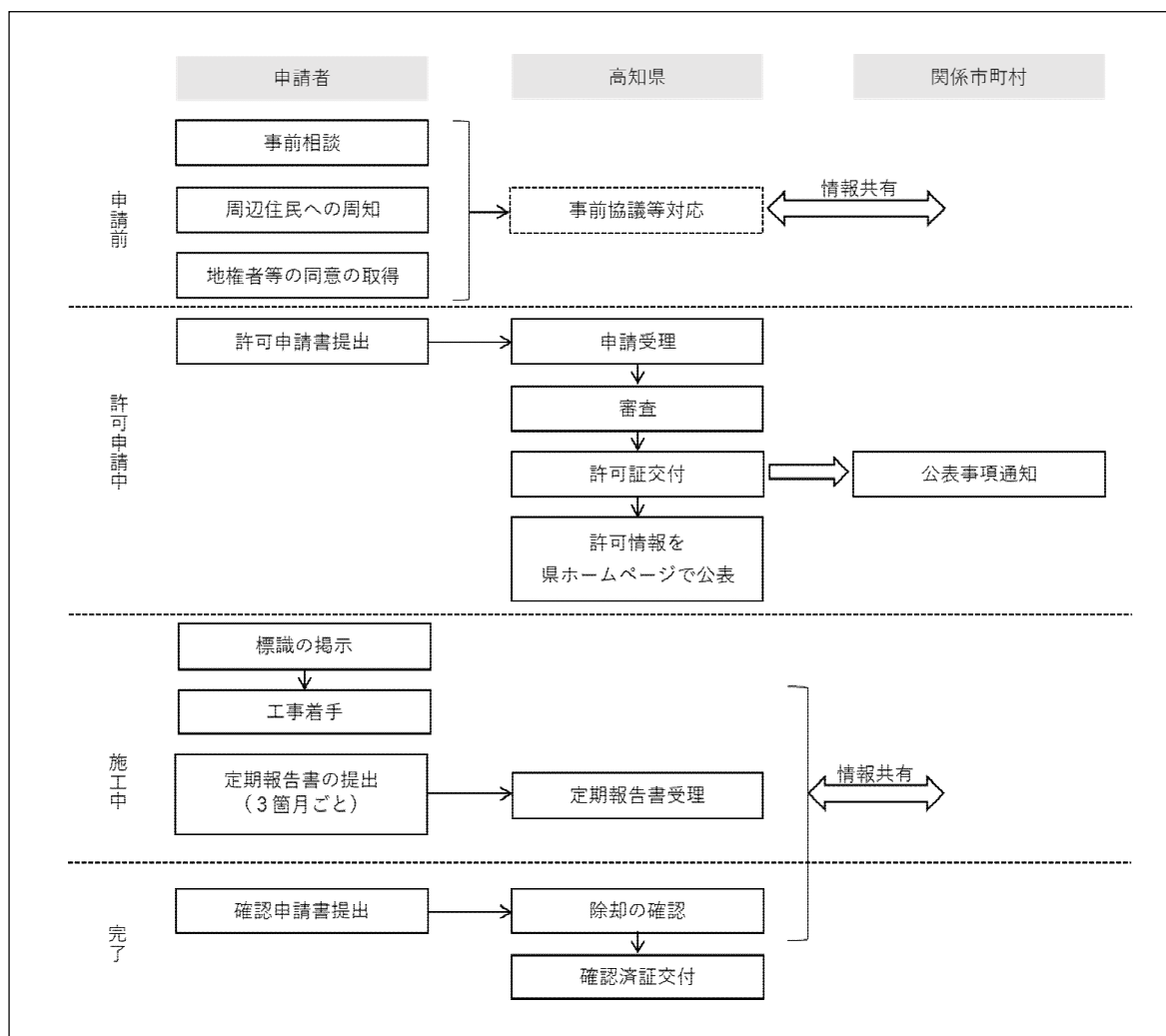
4.1 手続きの流れ

事前相談から許可、検査済証交付までの流れは、以下のとおりです。

〔宅地造成・特定盛土等に関する工事の手続きの流れ〕



〔土石の堆積に関する工事の手続きの流れ〕



4.2 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請前に、その計画について、許可の要否や許可の見通しがあるのかなど、事前相談を随時受け付けます。計画段階から、申請窓口まで、お気軽にご相談ください。

なお、事前相談では、申請手数料の算定に関わる面積（盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積）の考え方を確認します。（4.10 申請手数料 参照）

4.3 周辺住民への周知（法第 11 条、第 29 条）

工事主は、工事の許可申請に当たって、工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、あらかじめ工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

〔周知の方法〕

次のいずれかの方法により行ってください。（省令第6条）

- ① 説明会の開催
- ② 工事内容を記載した書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

ただし、以下の①～③の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合は、説明会の開催が必須となりますのでご注意ください。

- ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
- ③ ①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

〔周知内容〕

少なくとも以下の内容について周知を行ってください。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

〔住民への周知を行う範囲〕

以下に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行ってください。なお、現地状況に応じて、この範囲以上の周知を求める場合もあります。

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離数 10 メートル程度の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 《参考図》
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） ・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50m から数百 m 程度の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 《参考図》
①省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 《参考図》

4.4 土地所有者等の同意（法第 12 条第 2 項、第 30 条第 2 項）

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

同意要件については、以下①及び②の全ての権利者の同意が必要です。抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはなりません。なお、建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要です。

- ① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者

- ② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等）を有する者

なお、土地区画整理事業や土地収用法に係る事業の場合は、土地所有者等の同意が不要です。

また、公共機関が土地の権利を有する場合には、他法令の許認可が得られていないと貸付け等に係る契約締結が行われないことから、許可審査に当たっては、「申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明」の書類添付をもって、土地所有者等の同意が得られているものとします。

4.5 設計者の資格（法第13条第2項、第31条第2項）

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。次に示すいずれかの書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

〔一定の資格が必要な対象工事〕

- ・高さが5mを超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

〔設計者の資格及び証する書類〕

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
①大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書の写し ☐ 実務経験証明書（細則第3号様式）
②短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
③短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
④高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
⑤土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習（※1）を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書の写し ☐ 実務経験証明書（細則第3号様式）
⑥大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者（※2）	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書（細則第3号様式）
⑦技術士(建設部門)（※2） （農業部門 選択科目「農業農村工学」、「農業土木」に限る） （森林部門 選択科目「森林土木」に限る） （水産部門 選択科目「水産土木」に限る） （林業部門 選択科目「森林土木」に限る）	☐ 技術士の資格証明書の写し
⑧一級建築士※	☐ 一級建築士の資格証明書の写し
⑨国土交通大臣が①～④の者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者	☐ 国土交通大臣が①～④の者と同等以上の知識及び経験を有すると認める証明書

※1 宅地造成技術講習会指導要領について（昭和38年7月8日建設省住宅局 住発第199号）に基づき実施された講習

※2 昭和三十七年建設省告示第千五号（宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者）（令和5年5月26日改正農林水産省、国土交通省告示第4号）

4.6 技術的基準への適合（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項）

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、政令で定める技術的基準に適合する必要があります。

〔宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準〕

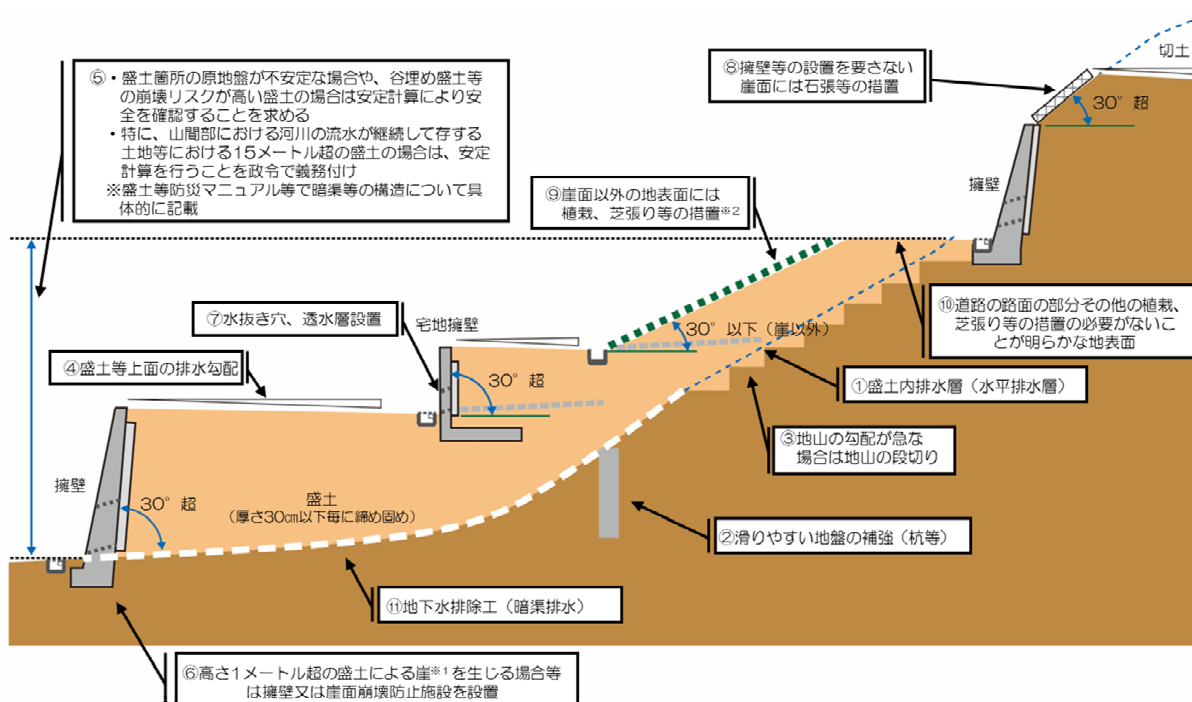
技術的基準	政令	内容	概念図 記載番号
地盤について講ずる措置に関するもの	第 7 条第 1 項第 1 号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について	①
	第 7 条第 1 項第 2 号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について	③
	第 7 条第 2 項第 1 号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について	④
	第 7 条第 2 項第 2 号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について	⑤
	第 7 条第 2 項第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について	②
擁壁の設置に関するもの	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面について	⑥
	第 9 条～第 13 条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）	⑦
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（※1）	⑥
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第 14 条第 1 項第 1 号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について	⑥
	第 14 条第 1 項第 2 号	崖面崩壊防止施設の構造について	⑥
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）	⑧
	第 15 条第 2 項	地表面（※2）の雨水その地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）	⑨、⑩
排水施設の設置に関するもの	第 16 条	排水施設の構造、機能について	①、⑪

※1 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

※2 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第 18 条）

〔宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の概念図〕



※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が必要な条件を規定しています。

〔崖面崩壊防止施設の種類の選定〕

崖面崩壊防止施設は工種により地盤の変形への追従性や透水性が異なるため、崖面の特性に応じて適切な工種を選定してください。

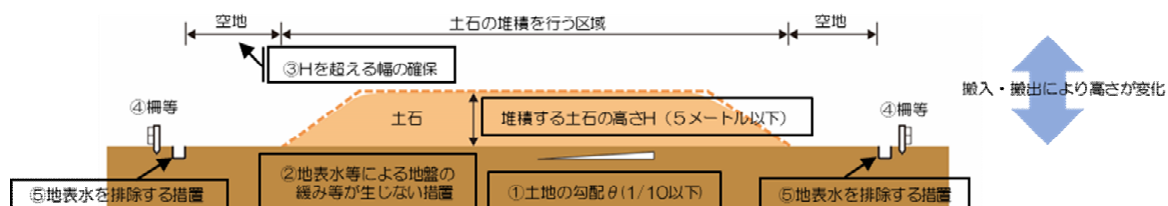
項目		崖面崩壊防止施設		
代表工種	工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
	イメージ写真			
地盤の変形への追従性		中程度	高い	中程度
耐土圧性		相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性		高い (中詰め材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能)		中程度 (一般に排水施設を設置する)

〔土石の堆積に関する工事の技術的基準〕

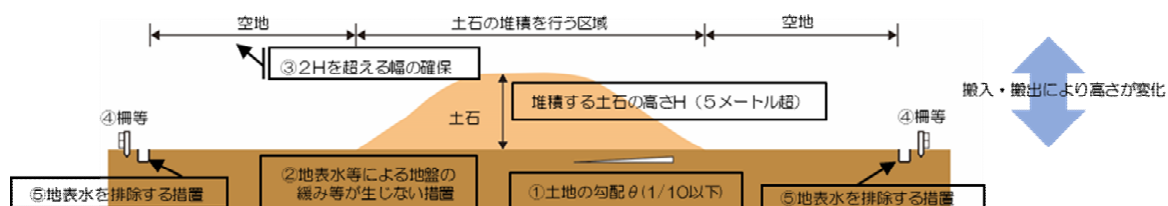
技術的基準	政令	内容	概念図 記載番号
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）	①
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について	②
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について	③
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について	④
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について	⑤
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について	—

〔土石の堆積に関する工事の技術的基準全般の概念図〕

■ 堆積する土石の高さが 5 メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



■ 堆積する土石の高さが 5 メートル超の場合、当該高さの 2 倍を超える幅の空地の設置



4.7 工事主の資力・信用（法第 12 条第 2 項、第 30 条第 2 項）

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

次に示す資料により、工事主の資力及び信用の有無を判断します。必要に応じて過去の事業実績等を勘案して行います。

〔資力及び信用を確認するための資料〕

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
☐ 工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書 ☐ 住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 ☐ 資金計画書 ☐ 直前 3 年の所得税の納税証明書 ☐ 取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書 ☐ 誓約書	☐ 工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書 ☐ 法人の登記事項証明書 ☐ 役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 ☐ 宅地建物取引業法の免許証の写し ☐ 資金計画書 ☐ 直前 3 年の各事業年度における法人税の納税証明書 ☐ 取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書 ☐ 誓約書

4.8 工事施行者の能力（法第 12 条第 2 項、法第 30 条第 2 項）

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

〔工事施行者の能力を確認するための資料〕

☐ 工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書 ☐ 法人の場合は、登記事項証明書 ☐ 建設業法の許可証明書等の写し（許可番号を確認することができるもの）
--

4.9 許可申請に必要な書類等（法第 12 条第 1 項、第 30 条第 1 項）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、次のとおりです。

工事の施行区域を工区に分けたときは、図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示してください。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

また、各種様式は下記の高知県ホームページで公表しています。

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

〔許可申請に必要な書類等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	—	省令様式第2	○	○
	☐	委任状	・代理人が申請を行う場合、委任状を添付すること。 ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	参考様式_委任状	○	△
	☐	印鑑証明書	委任状に関連する直前3箇月以内に発行された印鑑登録証明書又は印鑑証明書	—	○	△
2	☐	擁壁の構造計算書	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載	（任意様式）	○	△
3	☐	盛土の安定計算書	渓流等において高さ15m超の盛土をするとき（政令7条2項2号）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	（任意様式）	○	△
	☐	崖面の安定計算書	崖面を擁壁で覆わないとき（政令8条1項1号ロ）に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	（任意様式）	○	△
4	☐	流量計算書	—	（任意様式）	○	△
5	☐	土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	○	△
6	☐	土地所有者等の同意書	土地所有者等（法12条、30条2項4号）の全ての同意を得たことを証する書類	細則第2号様式	○	△
	☐	土地所有者等の一覧表	同意が必要な土地所有者等が複数の場合、一覧表を添付	参考様式_土地所有者等一覧表	○	△
	☐	土地の登記事項証明書	直前3箇月以内に発行された同意が必要な土地の登記事項証明書	—	○	△
	☐	公図の写し	直前3月以内に発行された同意が必要な土地の公図の写し	—	○	△
	☐	印鑑証明書	土地所有者等の同意書に関連する直前3箇月以内に発行された印鑑登録証明書又は印鑑証明書	—	○	△
7	☐	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	<説明会開催の場合> ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）	（任意様式）	○	△
			<書面配布の場合> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等			
			<掲示及びインターネットによる場合> ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む。）			

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
8	☐	設計者の資格を証する書類	・高さ 5m 超の擁壁又は面積 1,500 m ² 超の盛土・切土における排水施設（政令 21 条各号）の設計者が資格（政令 22 条各号）を有する者であることを証する書類（「4.5 設計者の資格」参照）	—	○	—
			＜実務経験による証明の場合＞ ・卒業証明書の写し、在学したことの証明書など必要となる書類を提出	細則第 3 号様式		
			＜資格による証明の場合＞ ・資格証明書の写しを提出	—		
9	☐	他の法令等に関する許認可の申請状況を確認する書類	申請書や許可書等の申請状況を確認することができる書類	（任意様式）	○	△
10 工事主の資力及び信用に関する書類						
【個人の場合】						
	☐	工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書	工事主に関する事項を記載	細則第 1 号様式	○	△
	☐	住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・直前 3 箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は、番号を黒塗りしたもの	—	○	△
	☐	資金計画書	収支計画及び年度別資金計画	省令様式第 3	○	△
	☐	納税証明書	直前 3 年の所得税の納税証明書	—	○	△
	☐	取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書	取引金融機関の預金残高又は融資を証する書類	—	○	△
	☐	誓約書	法に違反していないこと、暴力団に該当しないことの誓約	細則第 4 号様式	○	△
【法人の場合】						
	☐	工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書	工事主に関する事項を記載	細則第 1 号様式	○	△
	☐	登記事項証明書	直前 3 箇月以内に発行された申請者である法人の登記事項証明書	—	○	△
	☐	役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・直前 3 箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は、番号を黒塗りしたもの ・住民票等の提出を求める対象は、会社法上の役員の中の取締役など、法人の業務を執行する者、事業について決定権を持つ者	—	○	△
	☐	宅地建物取引業法の免許証明書の写し	宅地建物取引業者である場合	—	△	△
	☐	資金計画書	収支計画及び年度別資金計画	省令様式第 3	○	△

☐	納税証明書	直前 3 年の各事業年度における法人税の納税証明書	—	○	△
☐	取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書	取引金融機関の預金残高又は融資を証する書類	—	○	△
☐	誓約書	法に違反していないこと、暴力団に該当しないことの誓約	細則第 4 号様式	○	△
11	工事施行者の能力に係る書類				
☐	工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書	・工事施行者に関する事項を記載 ・工事主と工事施行者が同じ場合は本申告書 1 枚で兼ねることができる。 ※未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届けてください。	細則第 1 号様式	○	△
☐	登記事項証明書	法人の場合は直前 3 箇月以内に発行された登記事項証明書	—	○	△
☐	建設業法の許可証明書の写し	建設業法の許可を受けている場合	—	△	△

〔許可申請に必要な図面等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2 部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	提出書類	
				正	副
1	☐ 位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○	△
2	☐ 地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すもの	○	△
3	☐ 求積図	許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の部分及び面積	縮尺：1/500 以上	○	△
4	☐ 土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・断面図と照合することができる記号を記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載 ・植栽等の措置が不要な場合はその旨を記載	○	△
5	☐ 土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所について作成	○	△
6	☐ 排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称 ・排水施設の構造図と照合することができる番号	縮尺：1/500 以上	○	△
7	☐ 排水施設の構造図	排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	○	△
8	☐ 崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50 以上 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	○	△

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	提出書類	
				正	副
9	☐ 擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	△
10	☐ 擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	△
11	☐ 崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	△
12	☐ 崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	○	△

〔許可申請に必要な書類等（土石の堆積）〕 提出部数：2 部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類	内容等	様式	提出書類	
				正	副
1	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	—	省令様式第 4	○	○
	☐ 委任状	・代理人が申請を行う場合、委任状を添付すること ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	参考様式_委任状	○	△
	☐ 印鑑証明書	委任状に関連する直前 3 箇月以内に発行された印鑑登録証明書又は印鑑証明書	—	○	△
2	☐ 構台等の設計書	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する場合に、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造であることを証する設計書	（任意様式）	○	△
3	☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画	地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設の措置が確認できる書類	（任意様式）	○	△
	☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないような堆積箇所の配置及び空地の措置を確認することができる書類	（任意様式）	○	△
4	☐ 鋼矢板の設計書	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置する場合に、鋼矢板等が想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを証する設計書	（任意様式）	○	△
5	☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画	堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置が確認できる書類	（任意様式）	○	△
	☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置を確認することができる書類	（任意様式）	○	△

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
6	☐	土地及びその付近の状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○	△
7	☐	土地所有者等の同意書	土地所有者等（法 12 条、30 条 2 項 4 号）の全ての同意を得たことを証する書類	細則第 2 号様式	○	△
	☐	土地所有者等の一覧表	同意が必要な土地所有者等が複数の場合、一覧表を添付	参考様式_土地所有者等一覧表	○	△
	☐	土地の登記事項証明書	直前 3 箇月以内に発行された同意が必要な土地の登記事項証明書	—	○	△
	☐	公図の写し	直前 3 箇月以内に発行された同意が必要な土地の公図の写し	—	○	△
	☐	印鑑証明書	土地所有者等の同意書に関連する直前 3 箇月以内に発行された印鑑登録証明書又は印鑑証明書	—	○	△
8	☐	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	<説明会開催の場合> ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）	(任意様式)	○	△
			<書面配布の場合> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等			
			<掲示及びインターネットによる場合> ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL 含む。）			
9	☐	他の法令等に関する許可の申請状況を確認する書類	申請書や許可書等の申請状況を確認することができる書類	(任意様式)	○	△
10 工事主の資力及び信用に関する書類						
【個人の場合】						
	☐	工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書	工事主に関する事項を記載	細則第 1 号様式	○	△
	☐	住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・直前 3 箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は、番号を黒塗りしたもの	—	○	△
	☐	資金計画書	収支計画及び年度別資金計画	省令様式第 5	○	△
	☐	納税証明書	直前 3 年の所得税の納税証明書	—	○	△
	☐	取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書	取引金融機関の預金残高又は融資を証する書類	—	○	△
	☐	誓約書	法に違反していないこと、暴力団に該当しないことの誓約	細則第 4 号様式	○	△
【法人の場合】						
	☐	工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書	工事主に関する事項を記載	細則第 1 号様式	○	△
	☐	登記事項証明書	直前 3 箇月以内に発行された法人の登記事項証明書	—	○	△

☐	役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・直前 3 箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの ・住民票等の提出を求める対象は、会社法上の役員のうちの取締役など、法人の業務を執行する者、事業について決定権を持つ者	—	○	△
☐	宅地建物取引業法の免許証明書の写し	宅地建物取引業者である場合	—	△	△
☐	資金計画書	収支計画及び年度別資金計画	省令様式第 5	○	△
☐	納税証明書	直前 3 年の各事業年度における法人税の納税証明書	—	○	△
☐	取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書	取引金融機関の預金残高又は融資を証する書類	—	○	△
☐	誓約書	法に違反していないこと、暴力団に該当しないことの誓約	細則第 4 号様式	○	△
11 工事施行者の能力に係る書類					
☐	工事主の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書	・工事施行者に関する事項を記載 ・工事主と工事施行者が同じ場合は本申告書 1 枚で兼ねることができる。 ※未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。	細則第 1 号様式	○	△
☐	登記事項証明書	法人の場合は直前 3 箇月以内に発行された登記事項証明書	—	○	△
☐	建設業法の許可証明書の写し	建設業法の許可を受けている場合	—	△	△

〔許可申請に必要な図面等（土石の堆積）〕 提出部数：2 部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類	内容等	縮尺・備考	提出書類	
				正	副
1	☐ 位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○	△
2	☐ 地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すもの	○	△
3	☐ 求積図	許可申請に関連のある土地の全面積、土石の堆積を行う土地の面積	縮尺：1/500 以上	○	△
4	☐ 土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500 以上 ・断面図と照合できる記号を記載 ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を記載	○	△
5	☐ 土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500 以上	○	△
6	☐ 排水施設の構造図	排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	○	△

4.10 申請手数料

高知県では、許可申請に係る手数料を条例により以下のとおり定めています。許可申請書に必要な分の高知県収入証紙を貼り付け、提出してください。

なお、中間検査は1検査ごとに中間検査手数料が必要です。

〔申請手数料〕

(1) 宅地造成、特定盛土等

① 許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積				手数料の額
500	平方メートル以下のもの			15,000円
500	平方メートルを超え	1,000	平方メートル以下のもの	26,000円
1,000	平方メートルを超え	2,000	平方メートル以下のもの	37,000円
2,000	平方メートルを超え	3,000	平方メートル以下のもの	54,000円
3,000	平方メートルを超え	5,000	平方メートル以下のもの	62,000円
5,000	平方メートルを超え	10,000	平方メートル以下のもの	85,000円
10,000	平方メートルを超え	20,000	平方メートル以下のもの	136,000円
20,000	平方メートルを超え	40,000	平方メートル以下のもの	209,000円
40,000	平方メートルを超え	70,000	平方メートル以下のもの	328,000円
70,000	平方メートルを超え	100,000	平方メートル以下のもの	464,000円
100,000	平方メートルを超えるもの			599,000円

② 変更許可申請手数料

変更内容	手数料の額
	1～3の該当する金額を合計した金額。ただし、金額が599,000円を超える場合は、その手数料の金額は599,000円とする。
1 許可を受けた範囲内の計画の変更	許可申請の金額×1/10 範囲を縮小する場合は、縮小後の面積に応じた許可申請の金額×1/10
2 新たに土地を編入する変更	新たに編入する盛土、切土をする土地の面積に応じた許可申請の金額
3 その他の変更	工事内容に直接的な関係がない変更（工事施行者の変更等）：10,000円

③ 中間検査申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積				手数料の額
500	平方メートル以下のもの			5,000円
500	平方メートルを超え	1,000	平方メートル以下のもの	5,000円
1,000	平方メートルを超え	2,000	平方メートル以下のもの	5,000円
2,000	平方メートルを超え	3,000	平方メートル以下のもの	5,000円
3,000	平方メートルを超え	5,000	平方メートル以下のもの	5,000円
5,000	平方メートルを超え	10,000	平方メートル以下のもの	5,000円
10,000	平方メートルを超え	20,000	平方メートル以下のもの	5,000円
20,000	平方メートルを超え	40,000	平方メートル以下のもの	10,000円
40,000	平方メートルを超え	70,000	平方メートル以下のもの	19,000円
70,000	平方メートルを超え	100,000	平方メートル以下のもの	34,000円
100,000	平方メートルを超えるもの			48,000円

(2) 土石の堆積

① 許可申請手数料

一時的な土石の堆積を行う土地の面積				手数料の額
500	平方メートル以下のもの			11,000円
500	平方メートルを超え	1,000	平方メートル以下のもの	13,000円
1,000	平方メートルを超え	2,000	平方メートル以下のもの	15,000円
2,000	平方メートルを超え	3,000	平方メートル以下のもの	19,000円
3,000	平方メートルを超え	5,000	平方メートル以下のもの	27,000円
5,000	平方メートルを超え	10,000	平方メートル以下のもの	30,000円
10,000	平方メートルを超え	20,000	平方メートル以下のもの	36,000円
20,000	平方メートルを超え	40,000	平方メートル以下のもの	50,000円
40,000	平方メートルを超え	70,000	平方メートル以下のもの	68,000円
70,000	平方メートルを超え	100,000	平方メートル以下のもの	102,000円
100,000	平方メートルを超えるもの			124,000円

② 変更許可申請手数料

手数料の額	1～3の該当する金額を合計した金額。ただし、金額が124,000円を超える場合は、その手数料の金額は124,000円とする。
変更内容	
1 許可を受けた範囲内の計画の変更	許可申請の金額×1/10 範囲を縮小する場合は、縮小後の面積に応じた許可申請の金額×1/10
2 新たに土地を編入する変更	新たに編入する一時的な土石の堆積を行う土地の面積に応じた許可申請の金額
3 その他の変更	工事内容に直接的な関係がない変更（工事施行者の変更等）：10,000円

(3) 省令第 88 条の規定に基づく適合証明書の交付手数料

内容	手数料の額
省令第 88 条の規定に基づく書面の交付	1 通につき 420 円

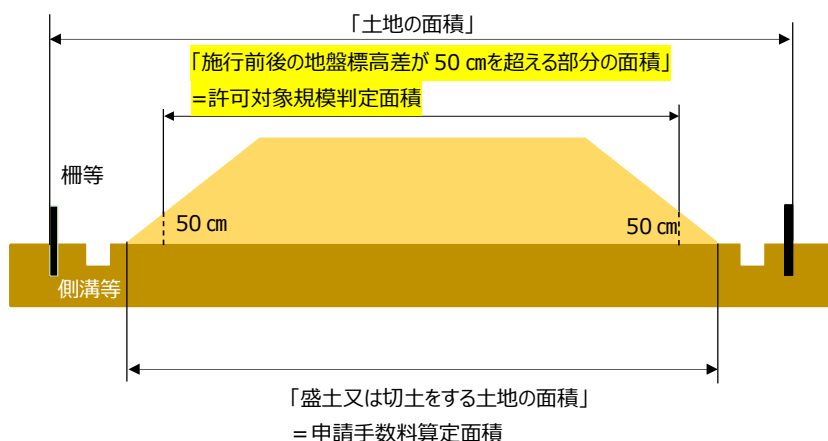
〔申請手数料の算定に関わる面積の考え方〕

盛土規制法に基づく許可申請等の様式に記載する各面積の基本的な考え方については、以下

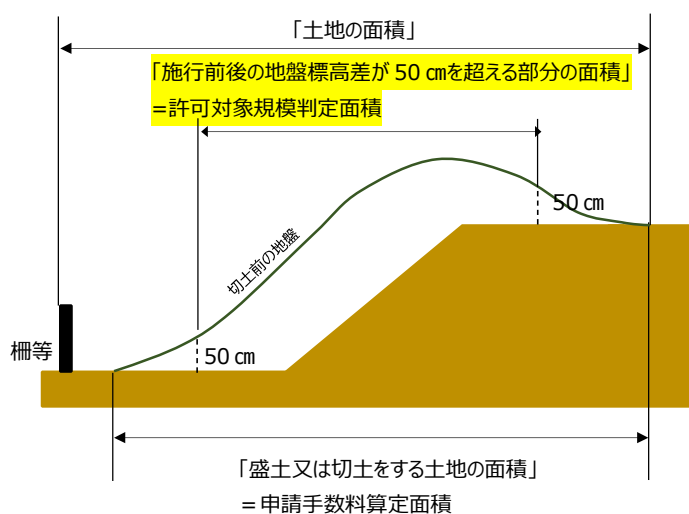
(1) ～ (5) に示すとおりです。ただし、(1) ～ (5) は代表例であり、個別に判断が必要となる場合がありますので、事前に高知県へご相談ください（相談窓口は「1 許可権者・申請方法・申請窓口」をご確認ください。）。

なお、図中の「許可対象規模判定面積」は、面積によって許可対象かどうかを判断する場合の範囲を示しており、当該面積が許可対象規模未満の場合であっても、高さの要件により許可や届出に該当する場合がありますので、ご注意ください（高さの要件は「3.1 許可を要する工事」を参照）。

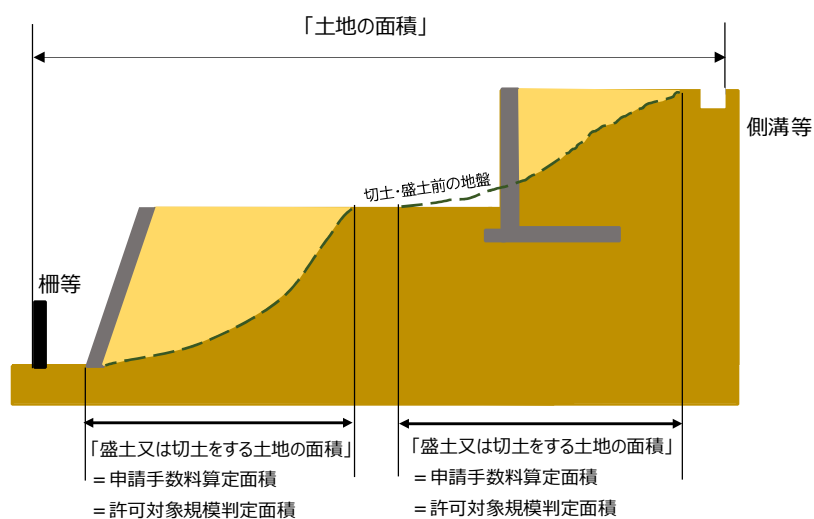
(1) 盛土のみを行う場合



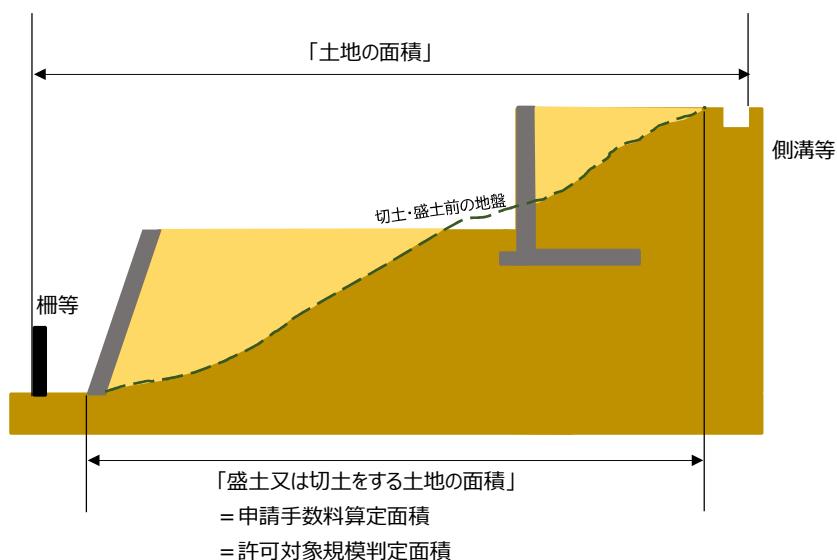
(2) 切土のみを行う場合



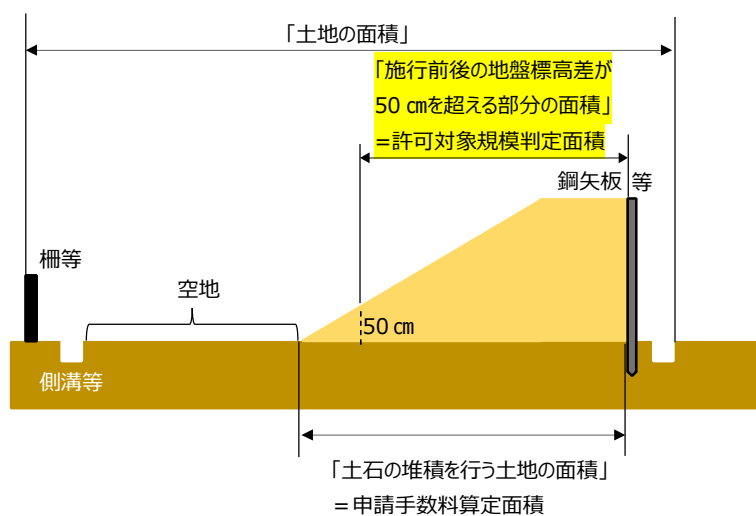
(3) 一体ではない盛土と切土を同時に行う場合



(4) 一体である盛土と切土を同時に行う場合

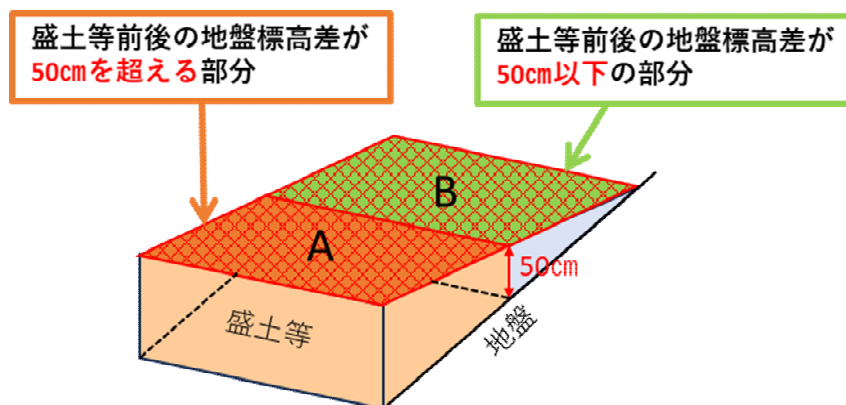


(5) 土石の堆積を行う場合



(6) 標高 50cm 以下となる盛土等の範囲がある場合（細則第 15 条）

50cm 以下の範囲は規制の対象外となりますが、申請手数料の算定に関わる面積には 50cm 以下の範囲も含めて一体的な盛土等として審査を行います。そのため、事前相談で 50cm 以下の範囲を確認します。



4.11 標準処理期間

〔標準処理期間〕

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

- ※1 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。
- ※2 申請窓口の執務が行われない休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は期間に含まれません。
- ※3 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4.12 許可の条件（法第 12 条第 3 項、第 30 条第 3 項）

工事許可時に、工事の施行に伴う災害を防止するため、必要な許可の条件を付しています。

〔許可条件の主な内容〕

工事施行中の防災措置、公共施設の機能保全、災害復旧

- ・工事の施行に当たっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による害を与えないように留意すること。
- ・気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- ・工事施行に伴い、許可区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- ・工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。

4.13 許可情報の公表（法第 12 条第 4 項、第 30 条第 4 項）

許可を行った工事に関する事項を公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

〔宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事の許可に係る公表事項〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 工事主の氏名又は名称② 宅地造成等に関する工事が施行させる土地の所在地③ 宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事が施行される土地の位置図④ 工事の許可年月日及び許可番号⑤ 工事施行者の氏名又は名称⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 |
|---|

〔公表期間〕

許可等の公表の期間については、「許可後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までの期間
--

5 許可後の手続き

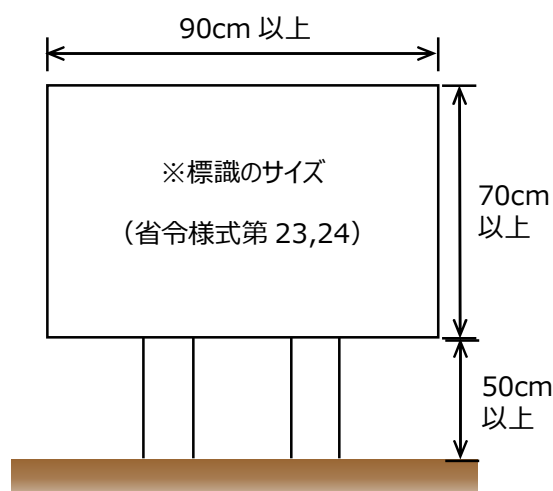
5.1 標識の掲示（法第 49 条）

工事の許可を受けた工事主は、検査済証の交付を受ける日までの間、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

〔標識に記載する事項〕

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	・省令様式第23 （宅地造成、特定盛土等の場合） ・省令様式第24 （土石の堆積の場合）

〔標識のサイズ〕



5.2 工事の変更許可申請（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項）

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、「5.3 軽微な変更に関する届出」を除き、変更許可が必要となります。ただし、擁壁の形状寸法あるいは位置の変更等、その計画の変更が些細な変更であって計画の同一性を失わず、かつ、災害の防止に支障をきたさないものである場合には、変更許可申請は不要です。

なお、変更許可申請を行う場合は、「4.10 申請手数料」に記載する手数料の納付が必要となります。

〔提出が必要な書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：2部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	変更箇所は赤字とする こと。	省令様式第7	○	○
2	☐	工事計画変更の内容に係る書類		—	○	△

〔提出が必要な書類（土石の堆積）〕 提出部数：2部（○：原本、△：写し）

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	変更箇所は赤字とする こと。	省令様式第8	○	○
2	☐	工事計画変更の内容に係る書類		—	○	△

5.3 軽微な変更に関する届出（法第16条第2項、第35条第2項）

軽微な変更をしようとするときは、すみやかに届け出る必要があります。

軽微な変更に該当する事項は以下のとおりです。なお、土石の堆積に関する工事の期間は、最大5年以内とし、土石の堆積に関する工事期間の変更は、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限りま。

やむを得ず工事予定期間を超える場合は、変更許可が必要となります。

〔軽微な変更〕

- ・工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事期間の変更は、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限りま。）

〔提出が必要な書類等（宅地造成・特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	軽微な変更の届出書	—	細則第7号様式	○	—
2	☐	工事計画変更の内容に係る書類	〈工事主又は工事施行者の氏名、名称、住所を変更する場合〉 ・直前3箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は、番号を黒塗りしたもの ・法人の場合は直前3箇月以内に発行された登記事項証明書 〈設計者の氏名、名称、住所を変更する場合〉 ・変更後の氏名、名称、住所などが分かる書類	—	○	—

			工事の着手予定年月日又は完了予定年月日を変更する場合 ・工程表など			
--	--	--	--------------------------------------	--	--	--

5.4 工事の廃止に関する届出（細則第 9 条）

許可を受けた工事で、許可対象規模未満（「3.1 許可を要する工事」参照）で、工事を廃止する場合は廃止届を提出してください。

なお、許可対象規模を超えている場合は、変更許可申請を行い、災害防止措置を講じた上で工事を完了してください。

〔提出が必要な書類等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	工事廃止届	—	細則第 11 号様式	○	—
2	☐	土地の状況写真	提出時点における土地の状況を撮影したもの	（任意様式）	○	—

5.5 検査・定期報告

5.5.1 定期報告（法第 19 条、第 38 条）

許可を受けた工事において政令で定める規模のものは、許可日から 3 箇月ごとに、工事の実施の状況等を報告する必要があります。

〔定期報告を要する工事の対象規模〕

行為	定期報告を要する規模	イメージ図
宅地造成 又は特定 盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの	
	②切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの	
	③盛土と切土とを同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く。）	
宅地造成 又は特定 盛土等	④盛土で高さ 5m を超えるもの（①、③を除く）	
	⑤盛土又は切土の面積が 3,000 m ² 超（①～④を除く。）	
土石の堆積	①堆積の高さ 5 m 超かつ面積 1,500 m ² 超	
	②堆積の面積 3,000 m ² 超（①を除く。）	

〔定期報告での報告事項〕

行為	報告事項
宅地造成又は 特定盛土等	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日（※ 2 回目以降） ④ 報告時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ⑤ 報告時点における擁壁等（※）に関する工事の施行状況 ※擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留
土石の堆積	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日（※ 2 回目以降） ④ 報告時点の土石の堆積の高さ、面積、土石の土量 ⑤ 前回の報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

〔定期報告に係る提出書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	—	細則第 12 号様式	○	—
2	☐	土地及びその付近の状況写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	（任意様式）	○	—

〔定期報告に係る提出書類（土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	土石の堆積に関する工事の定期報告書	—	細則第 13 号様式	○	—
2	☐	土地及びその付近の状況写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	（任意様式）	○	—

〔定期報告に係る留意事項〕

- ・定期報告は、前回の報告から 3 箇月以内に行う必要があります。
- ・休止中においても、許可日から完了日までの間、定期報告は必要です。
- ・定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

5.5.2 中間検査（法第 18 条、第 37 条）

定期報告の必要がある規模の工事で特定工程を含む場合、特定工程に係る工事を終えたときは、特定工程を終えた日から 4 日以内に中間検査を申請し、特定工程に関する検査を受ける必要があります。なお、土石の堆積に関する工事は中間検査対象外です。

許可申請時に工区を分けて行ったときは、当該工区ごとに検査を行う必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定

性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ行うことができません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要であると判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

なお、中間検査の申請を行う場合は、「4.10 申請手数料」に記載する手数料の納付が必要となります。

〔特定工程〕

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程のこと。

盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときには、盛土をする前の地盤面に地下水を排除するための排水施設を設置することとなります。

切土をした場合であっても、地盤面からの湧水が生じている場合にあつては、地盤の不安定化や施設の損壊を防止するために切土面に排水施設を設置する場合があります、それらの施設は擁壁その他の施設で覆われることから、中間検査において確認することが必要です。

〔中間検査を要する工事の対象規模等〕

行為	中間検査を要する規模	イメージ図
宅地造成又は 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖	
	②切土で高さ5m超の崖	
	③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖（①、②を除く。）	
	④盛土で高さ5m超（①、③を除く。）	
	⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く。）	

〔中間検査申請に係る提出書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	—	省令第 13 号様式	○	—
2	☐	平面図	検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの	—	○	—
3	☐	工事写真	検査の対象となる特定工程に係る施工状況を撮影したもの	（任意様式）	○	—

〔中間検査項目〕

検査対象	検査項目	判断基準	検査方法例	検査書類例	検査時期	関係条文
排水施設 （暗渠排水管）	材料	・計画材料（管径、厚さ、幅）	・書類確認（材料）	・材料搬入報告書 ・試験成績書 ・規格証明書等	暗渠 ^{きよ} 排水管 配置完了時	政令第 16 条
	施工	・床掘、掘削状況（深さ・勾配） ・床付け面（締固め・厚さ） ・排水管の敷設（管底高さ・勾配）	・書類確認（状況写真） ・現地検測	・図面 ・工事写真		

〔検査頻度〕

1 施工箇所（施工箇所/形状寸法、規格、施工方法等が同じ施工箇所をいう。）当たり 1 回以上行うことを標準とする。

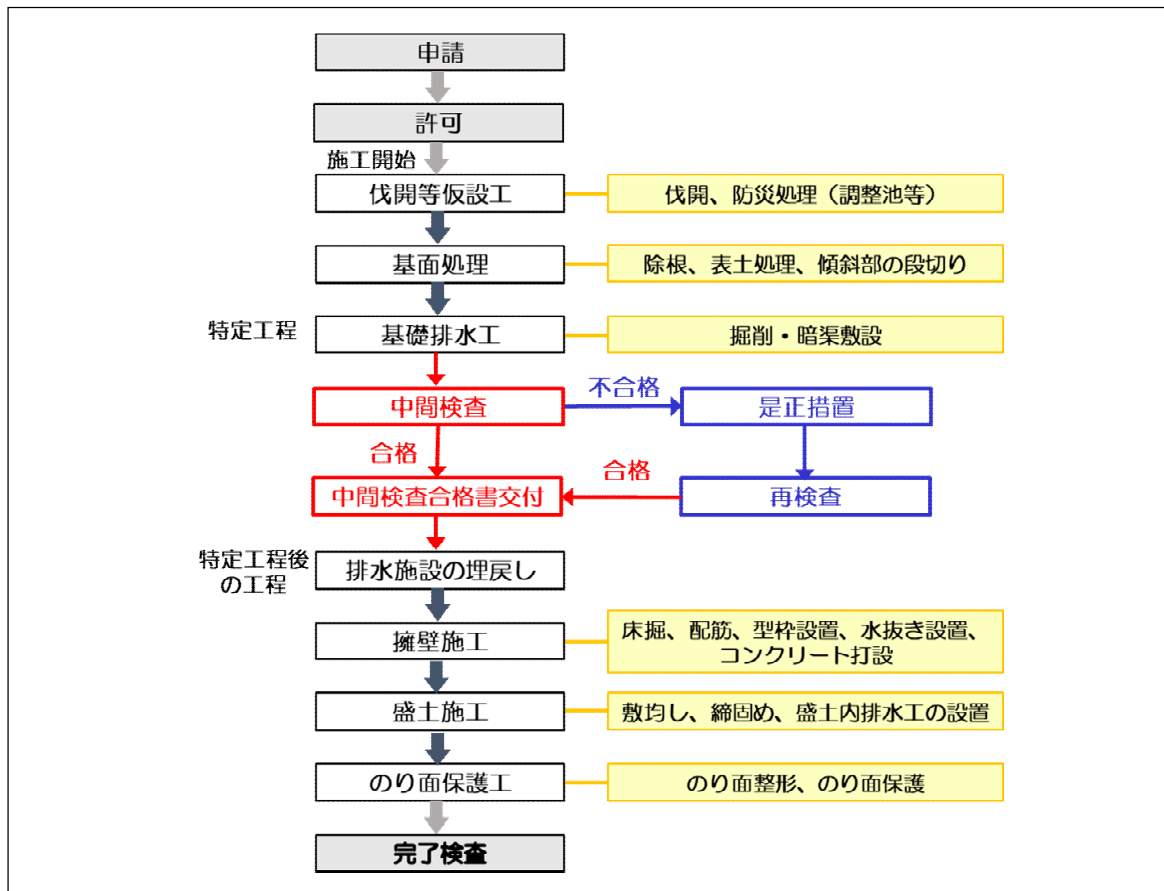
〔中間検査の実施方法〕

目視、写真、書類により、許可工事が計画の内容や技術基準に沿って施工されているか確認を行います。

検査の実施に当たっては、検査に必要な書類の準備をお願いします。

なお、検査は現地立会のほか、必要に応じて、Web 会議システム等を利用した遠隔臨場により行うことがあります。

〔中間検査の「特定工程」及び「特定工程後の工程」のイメージ〕



5.5.3 完了検査・確認申請（法第 17 条、第 36 条）

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査を行います。また、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

工事が完了した日から 4 日以内に申請を行う必要があります。

また、許可申請時に工区を分けて行ったときは、当該工区ごとに検査を申請してください。

都市計画法に基づくみなし許可の工事については、都市計画法第 36 条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、技術的基準に従い、擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。そのため、中間検査時に提出した書類等は省略可能です。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

〔完了検査申請に係る提出書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	—	省令第 9 号様式	○	—
2	☐	位置図	縮尺：1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物を記載	—	○	—
3	☐	土地の平面図	縮尺：1/2,500 以上 ・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を記載 ・断面図と照合することができる記号を記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載 ※細則第 10 条に掲げる事項を確認することができること。	—	○	—
4	☐	工事写真	・全景又は代表部分の着手前、工事中、完了後の写真を準備すること。 ・不可視部の工事写真は必ず準備すること。 ※細則第 10 条に掲げる事項を確認することができること。	（任意様式）	○	—
5	☐	品質管理資料	※細則第 10 条に掲げる事項を確認することができること。	（任意様式）	○	—

※細則第 10 条に掲げる事項

- ① 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立ての完了状況
- ② 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋の完了した状況
- ③ 擁壁の裏面の水抜き穴及びその周辺の状況
- ④ 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗きょ、管きょ等の配置を完了し土砂を埋め戻す直前となった状況及びこれらの排水能力及び強度
- ⑤ 急傾斜地に盛土をする場合における盛土前の段切その他の措置をした状況
- ⑥ 擁壁の基礎杭の耐力
- ⑦ コンクリート及び建設資材の強度及び品質管理の状況
- ⑧ 排水施設と既存排水施設又は河川との接続地点の状況
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、工事の施行段階で当該工事の完了後外部から明瞭に確認できなくなる箇所の状況

〔確認申請に係る提出書類（土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	土石の堆積に関する工事の確認申請書	—	省令第 11 号様式	○	—
2	☐	位置図	縮尺：1/10,000 以上 ・方位、道路及び目標となる地物を記載	（任意様式）	○	—
3	☐	土地の平面図	縮尺：1/2,500 以上	（任意様式）	○	—
4	☐	工事写真	・全景又は代表部分の着手前、工事中、完了後の	（任意様式）	○	—

			写真を準備すること。			
--	--	--	------------	--	--	--

〔完了検査項目〕

検査対象	検査項目	判断基準	検査方法例	検査書類例	関係条文
盛土	盛土材料	・計画材料	・書類確認 (材料)	・材料搬入報告書	
	施工	・高さ、勾配（原則 30 度以下）	・現地計測	・図面 ・工事写真	
		・計画締固め度（90%以上を標準）	・書類確認 (試験結果)	・試験結果（締固め度）	政令 第 7 条 第 1 項 第 1 号
		・まき出し厚（概ね 0.3m 以下）	・書類確認 (状況写真)	・工事写真	
		・転圧状況	・書類確認 (状況写真)		
	原地盤の 処理	・伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置状況	・書類確認 (状況写真)	・工事写真	政令 第 7 条 第 1 項 第 2 号
切土	切土面	・想定地盤と原地盤の比較 ・切土のり面の状況	・書類確認 (地盤、のり面 状況)	・工事写真	
	施工	・高さ、勾配	・現地計測	・図面 ・工事写真	
擁壁	擁壁形状	・位置、擁壁の種類 ・延長、躯体幅、高さ	・目視確認 (擁壁形状) ・現地検測 ・書類確認 (状況写真)	・図面 ・工事写真	政令 第 10 条、 第 13 条
	基礎地盤	・想定地盤と原地盤の比較	・書類確認 (状況写真)	・工事写真	政令 第 10 条、 第 13 条
	配筋材料	・鉄筋（規格・種類・径・品質証明） ・スペーサー（材質・形状・寸法） ・溶接金網（規格・径・網目の形状・寸法）	・書類確認 (材料) ・書類確認 (状況写真)	・材料搬入報告書 ・図面 ・工事写真	政令 第 11 条、 第 13 条
	配筋	・組立（結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度） ・継手（位置・長さ・方法） ・定着（位置・長さ・方法・余長・フック） ・スペーサー（形状・位置・間隔） ・差し筋の位置と長さ	・書類確認 (状況写真)	・図面 ・工事写真	政令 第 11 条、 第 13 条
	コンクリート 材料	・セメント（規格・種類） ・骨材（規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法） ・水（規格） ・混和材料（規格・種類）	・書類確認 (材料)	・材料搬入報告書	政令 第 11 条、 第 13 条

		・型枠（種類・形状）			
--	--	------------	--	--	--

検査対象	検査項目	判断基準	検査方法例	検査書類例	関係条文
擁壁	施工 （型枠の加工及び組立）	・主要墨、部材断面、建入れ ・目地、構造スリット（位置・形状） ・埋め込み金物（建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ） ・セパレータ（種類・間隔）	・書類確認（状況写真）	・工事写真	政令第11条、第13条
	施工 （コンクリート打設）	打込み ・打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の間隔 ・締固め ・打継ぎ面の処理（仕切り型枠・止水処理・清掃・レイタンスの除去）	・書類確認（状況写真）	・工事写真	政令第11条、第13条
		養生 ・養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ・コンクリート打設中の鉄筋保護の養生			
		打込み後コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ・部材断面の寸法、平坦さ ・部材位置、開口部位置、目地位置 ・欠陥（ひび割れ・たわみ・ジャンカ・空洞・コールドジョイント）			
	水抜き穴	・水抜き穴の位置（配置のピッチ） ・水抜き穴の寸法 ・透水層の設置状況 ・裏込めの状況	・目視確認（水抜き穴） ・書類確認（材料） ・書類確認（状況写真）	・図面 ・工事写真	政令第12条、第13条
崖面崩壊防止施設	施工	・位置、崖面崩壊防止施設の種類 ・延長、高さ、厚さ	・目視確認（施設形式） ・現地計測	・図面 ・工事写真	政令第14条
排水施設	材料	・計画材料（寸法、厚さ、幅）	・書類確認（材料）	・材料搬入報告書 ・試験成績書 ・規格証明書等	政令第7条第2項第1号、第16条
	施工	・床掘、掘削状況（深さ・勾配） ・床付け面（締固め・厚さ） ・排水管の敷設（管底高さ・勾配） ・排水柵（深さ・水平度） ・マンホールふた、グレーチング（高さ・防錆処理）	・書類確認（状況写真） ・現地計測	・図面 ・工事写真	
崖面の保護・崖面以外の地表面の保護	施工	・位置、種類 ・延長、厚さ、土羽土の厚さ ・地表面については保護工の施工状況	・目視確認（保護工種別） ・現地計測	・図面 ・工事写真	政令第15条

〔完了検査の実施方法〕

目視、実測、写真、書類等により、許可工事が計画の内容や技術基準に沿って施工されており、施工

後の品質・安全性に問題がないか確認を行います。

なお、検査は現地立会のほか、必要に応じて、Web 会議システム等を利用した遠隔臨場により行うことがあります。

5.5.4 検査・定期報告の留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意してください。

- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- ② 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- ③ 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明することができる者が立ち会うこと。
- ④ 工事検査では、盛土、切土の高さを確認することができるようにすること。
- ⑤ 工事の途中に行う中間検査申請は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- ⑥ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認することができるようにすること。
- ⑦ 検査等や定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

5.6 適合証明書交付申請（省令第 88 条）

建築基準法において、盛土規制法が建築基準関係規定に位置付けられていることに伴い、建築確認に際し、盛土規制法に適合していることを証する書面が必要な場合は、適合証明書の交付を申請することができます。

なお、適合証明書の交付申請を行う場合は、「4.10 申請手数料」に記載する手数料の納付が必要となりますので、適合証明書交付申請書に必要な分の高知県収入証紙を貼り付け、提出してください。

〔提出が必要な書類〕 提出部数：2 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	適合証明書交付申請書	収入印紙を貼付した書類を正とする。	細則第 15 号様式	○	○

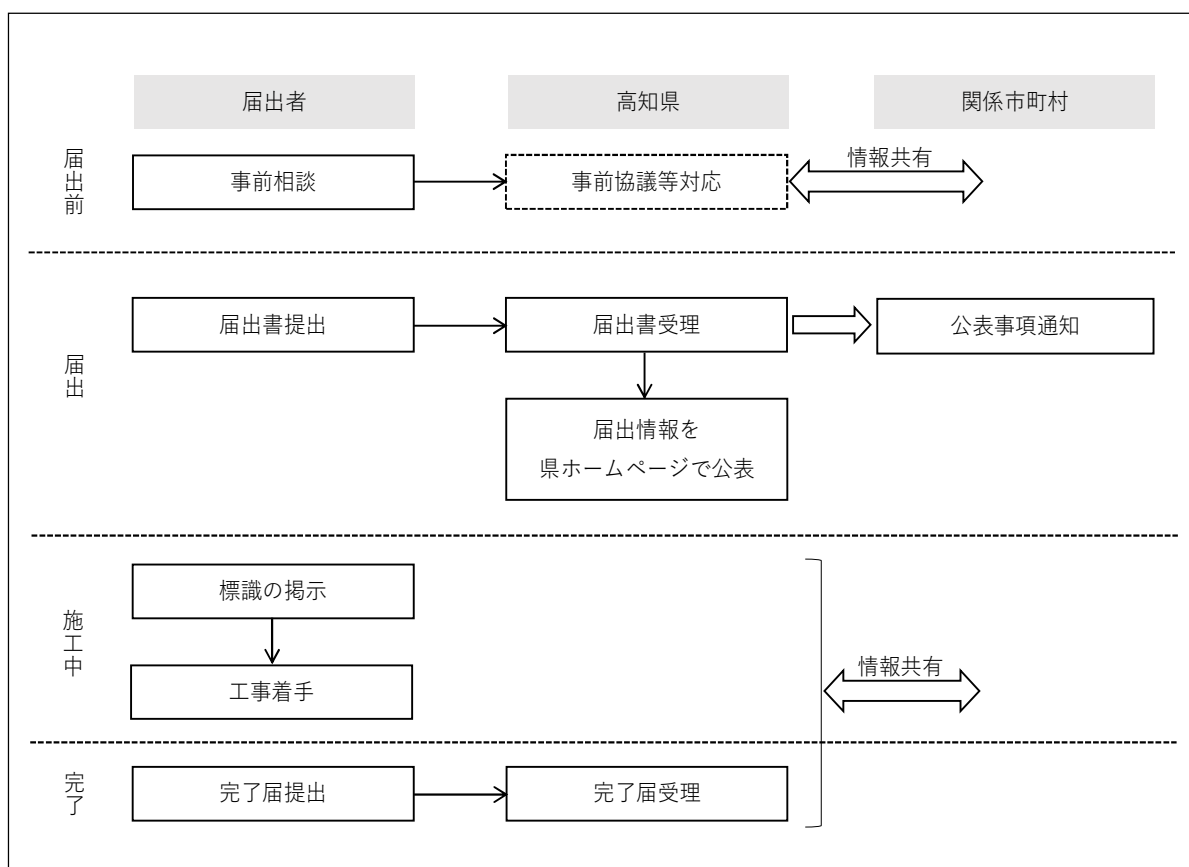
6 特定盛土等規制区域における工事の届出（法第 27 条第 1 項）

特定盛土等規制区域において、「3.2 届出を要する工事」に該当する規模の工事を行う場合には、当該工事に着手する日の 30 日前までに、当該工事の計画の届出が必要となります。なお、許可申請と異なり、手数料の納付は不要です。

6.1 手続きの流れ

届出から工事完了までの流れは、以下のとおりです。

〔届出工事の手続きの流れ〕



6.2 届出に必要な書類等

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類及び図面は、以下のとおりです。

また、各種様式は下記の高知県ホームページで公表しています。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>

〔届出に必要な書類（特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	特定盛土等に関する工事の届出書	—	省令様式第 19	○	—
	☐	委任状	・代理人が届出を行う場合、委任状を添付すること。 ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	参考様式_委任状	○	—
	☐	印鑑証明書	委任状に関連する直前 3 箇月以内に発行された印鑑登録証明書又は印鑑証明書	—	○	—
2	☐	土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○	—
3	☐	他の法令等に関する許可の申請状況を確認する書類	申請書や許可書等の申請状況を確認することができる書類	(任意様式)	○	—
4 工事主に関する書類						
【個人の場合】						
	☐	住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・直前 3 箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの	—	○	—
【法人の場合】						
	☐	登記事項証明書	直前 3 箇月以内に発行された法人の登記事項証明書	—	○	—
	☐	役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・直前 3 箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの ・住民票等の提出を求める対象は、会社法上の役員の中の取締役など、法人の業務を執行する者、事業について決定権を持つ者	—	○	—

〔届出に必要な図面（特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		明示すべき事項	縮尺・備考	提出書類	
					正	副
1	☐	位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○	—
2	☐	地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すもの	○	—
3	☐	求積図	届出に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の部分及び面積	縮尺：1/500 以上	○	—
4	☐	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・断面図と照合できる記号を記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載 ・植栽等の措置が不要な場合はその旨を記載	○	—
5	☐	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所について作成	○	—
6	☐	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500 以上	○	—

			・排水施設の構造図と照合することができる番号			
7	☐	排水施設の構造図	排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	○	-
8	☐	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50 以上 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。	○	-
9	☐	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐい位置、材料及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	-
10	☐	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	-
11	☐	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上	○	-
12	☐	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載	○	-

〔届出に必要な書類（土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	土石の堆積に関する工事の届出書	-	省令様式第 20	○	-
	☐	委任状	・代理人が届出を行う場合、委任状を添付すること。 ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	参考様式_委任状	○	-
	☐	印鑑証明書	委任状に関連する直前 3 箇月以内に発行された印鑑登録証明書又は印鑑証明書	-	○	-
2	☐	土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○	-
3	☐	他の法令等に関する許認可の申請状況を確認する書類	申請書や許可書等の申請状況を確認することができる書類	(任意様式)	○	-
4 申請者に関する書類						
【個人の場合】						
	☐	住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・直前 3 箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの	-	○	-
【法人の場合】						
	☐	登記事項証明書	直前 3 箇月以内に発行された法人の登記事項証明書	-	○	-
	☐	役員の住民票、個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	・直前 3 箇月以内に発行された住民票、個人番号カードの写し等、いずれかの書類 ・住民票の場合は、個人番号のないもの ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの ・住民票等の提出を求める対象は、会社法上の役員	-	○	-

			のうちの取締役など、法人の業務を執行する者、事業について決定権を持つ者			
--	--	--	-------------------------------------	--	--	--

〔届出に必要な図面（土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		明示すべき事項	縮尺・備考	提出書類	
					正	副
1	☐	位置図	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000 以上	○	－
2	☐	地形図	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すもの	○	－
3	☐	求積図	許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の部分及び面積	縮尺：1/500 以上	○	－
4	☐	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500 以上 ・断面図と照合することができる記号を記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合することができる番号を記載 ・植栽等の措置が不要な場合はその旨を記載	○	－
5	☐	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所について作成	○	－
6	☐	排水施設の構造図	排水施設の構造、種類、材料、形状、内法寸法、勾配を明示した構造図	縮尺：1/50 以上	○	－

6.3 届出情報の公表（法第 27 条第 2 項）

届出のあった工事に関する事項を公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項〕

① 工事主の氏名又は名称 ② 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地 ③ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図 ④ 工事の届出年月日 ⑤ 工事施行者の氏名又は名称 ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
--

〔公表期間〕

届出等の公表の期間については、「届出後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までの期間
--

6.4 届出後の手続き

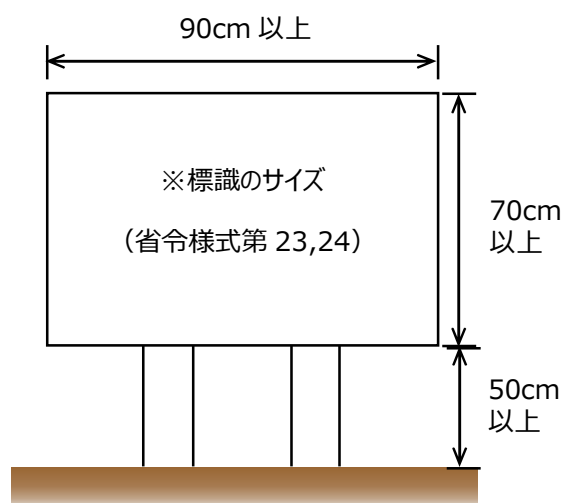
6.4.1 標識の掲示（法第 49 条）

工事の届出をした工事主は、工事の完了日までの間、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

〔標識に記載する事項〕

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 届出を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	・省令様式第23 （宅地造成、特定盛土等の場合） ・省令様式第24 （土石の堆積の場合）

〔標識のサイズ〕



6.4.2 届出工事の変更届出（法第 28 条第 1 項）

届出工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する 30 日前までに届け出る必要があります。ただし、擁壁の形状寸法あるいは位置の変更等、その計画の変更が些細な変更であって計画の同一性を失わず、かつ、災害の防止に支障をきたさないものである場合には、変更届出は不要です。

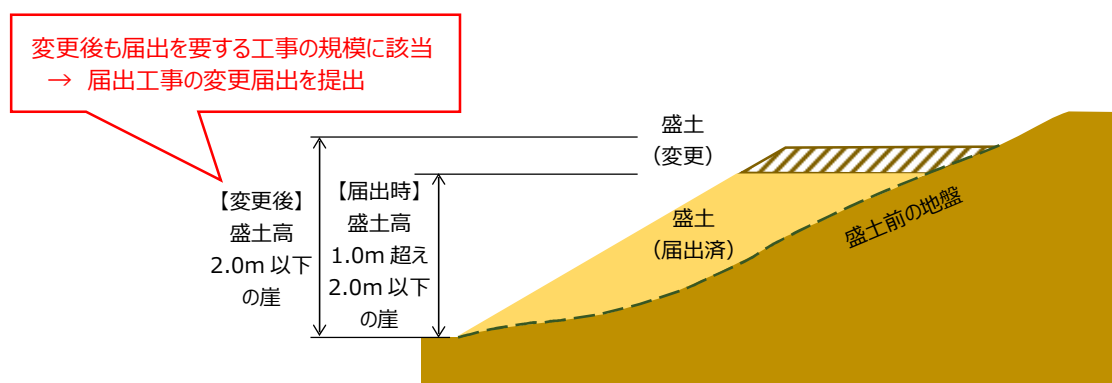
なお、許可対象規模（※1）に計画が変更される場合には、許可対象規模の計画となった段階で許可申請（※2）を行う必要があります。

※1 「3.1 許可を要する工事」参照

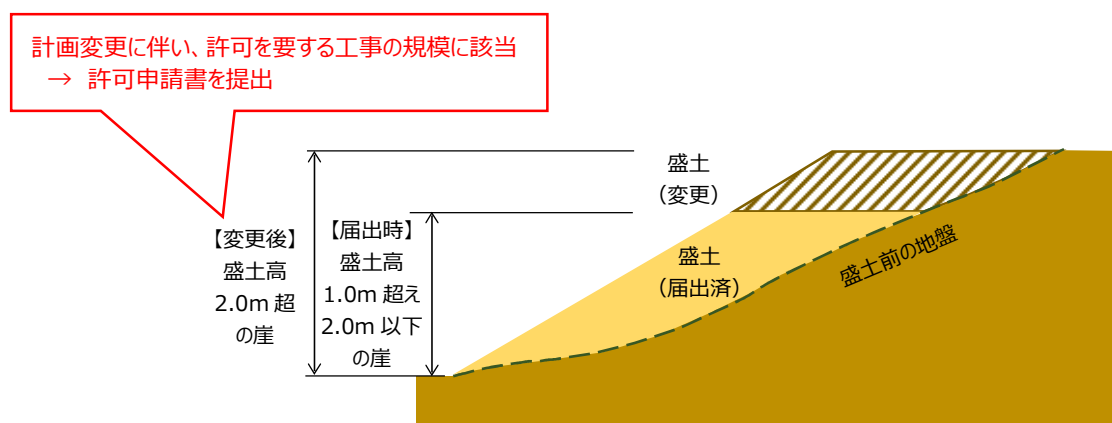
※2 「4 許可申請書の作成及び手続き」参照

〔届出工事の変更を行う場合の届出及び許可を要する工事の考え方〕

（1）計画変更後も届出を要する工事の規模に該当する場合の例



（2）計画変更に伴い、許可を要する工事の規模に該当する場合の例



〔届出に必要な書類（特定盛土等）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	届出工事変更届	—	省令第 21 号様式	○	—
2	☐	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所は赤文字とすること。	—	○	—

〔届出に必要な書類（土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	届出工事変更届	—	省令第 22 号様式	○	—
2	☐	工事の計画の変更に伴い 内容が変更となる書類	変更箇所は赤文字とすること。	—	○	—

6.4.3 届出工事の廃止に関する届出（細則第 9 条）

届け出た工事で、届出対象規模未満（「3.2 届出を要する工事」参照）で、工事を廃止する場合は廃止届を提出してください。

なお、届出対象規模を超えている場合は、変更届出を行い、災害防止措置を講じた上で工事を完了してください。

〔届出に必要な書類（特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	工事廃止届	—	細則第 11 号様式	○	—
2	☐	土地の状況写真	提出時点における土地の状況を撮影したもの	（任意様式）	○	—

6.4.4 届出工事の完了に関する届出（細則第 14 条）

届出工事が完了したときは、速やかに完了届及び工事完了後の状況が分かる写真を提出してください。

〔届出に必要な書類（特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	届出工事完了届	—	細則第 14 号様式	○	—
2	☐	工事写真	工事完了後の状況写真	（任意様式）	○	—

7 その他工事の届出

7.1 規制区域の指定の際、当該区域内において行われている工事の届出（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）

7.1.1 届出に必要な書類等

規制区域の指定の際、規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事※は、その指定があった日（令和 7 年 4 月 1 日）から 21 日以内（令和 7 年 4 月 22 日）に届け出る必要があります。

工事の規模が「5.5.1 定期報告」に掲載した、定期報告を要する工事の対象規模を超える場合は、届出書に図面等を添付してください。（必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。）

なお、届出後に計画変更等が生じ、届け出た内容を超える盛土等を行う場合、その規模が規制対象規模を超えれば許可若しくは届出が必要となります。

※ 一定規模の工事とは、「3.1 許可を要する工事」及び「3.2 届出を要する工事」に該当するものをいいます。

〔提出期間〕

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 22 日

〔届出に必要な書類（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1 部（○：原本）

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	省令様式第 15	○	－
	☐	委任状	・代理人が届出を行う場合、委任状を添付すること ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	参考様式_委任状	○	－
	☐	印鑑証明書	委任状に関連する直前 3 箇月以内に発行された印鑑登録証明書又は印鑑証明書	－	○	－

〔届出に必要な図面等（宅地造成、特定盛土等）〕 提出部数：1 部（○：原本）

No	書類の種類		明示すべき事項	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	土地及びその付近の状況写真	盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式）	○	－
2	☐	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	－	○	－
3	☐	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線 ・等高線は 2 メートルの標高差を示すもの	－	○	－
4	☐	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分及び面積 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、その他の土留の位置 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載	－	○	－

〔届出に必要な書類（土石の堆積）〕 提出部数：1 部（○:原本）

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	土石の堆積に関する工事の届出書	土石の堆積に関する工事の場合	省令様式第 16	○	－
	☐	委任状	・代理人が届出を行う場合、委任状を添付すること。 ・他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。	参考様式_委任状	○	－
	☐	印鑑証明書	委任状に関連する直前 3 箇月以内に発行された印鑑登録証明書又は印鑑証明書	－	○	－

〔届出に必要な図面等（土石の堆積）〕 提出部数：1 部（○:原本）

No	書類の種類		明示すべき事項	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	土地及びその付近の状況写真	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	○	－
2	☐	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	－	○	－
3	☐	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線 ・等高線は 2 メートルの標高差を示すもの	－	○	－
4	☐	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵、その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	－	○	－

7.1.2 届出情報の公表（法第 21 条第 2 項）

届出のあった工事に関する事項を公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

〔宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事の届出に係る公表事項〕

① 工事主の氏名又は名称 ② 宅地造成等に関する工事が施行させる土地の所在地 ③ 宅地造成等若しくは特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事が施行される土地の位置図 ④ 工事の届出年月日 ⑤ 工事施行者の氏名又は名称 ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
--

〔公表期間〕

届出等の公表の期間については、「届出後」から「工事完了後の既存盛土等調査の結果として盛土等の位置等に関する情報を引き継ぐ」までの期間

7.1.3 届出工事の変更届出（細則第8条）

届出工事の計画を変更しようとするときは、変更届を提出する必要があります。

なお、変更する規模が許可対象規模（※1）に該当する場合には、許可対象規模の計画となった段階で許可申請（※2）を行う必要があります。

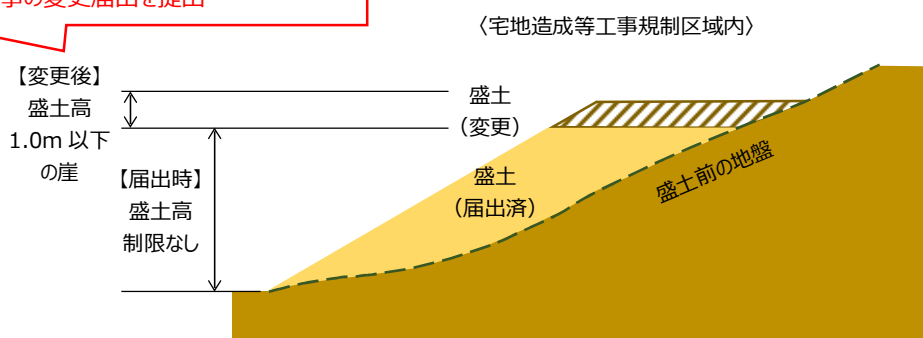
※1 「3.1 許可を要する工事」参照

※2 「4 許可申請書の作成及び手続き」参照

〔届出工事の変更を行う場合の届出及び許可を要する工事の考え方〕

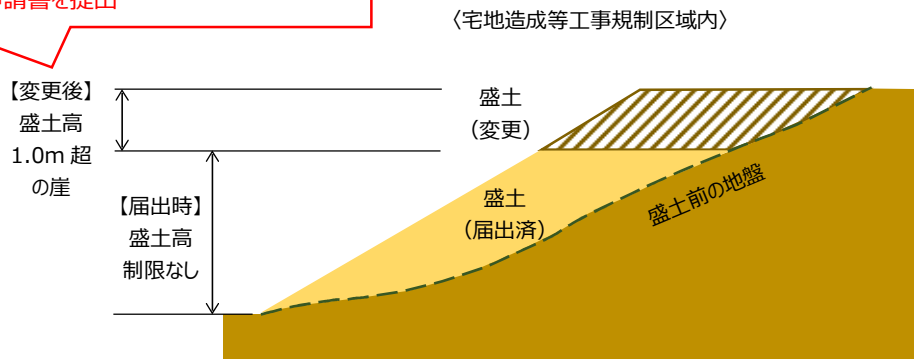
（1）届出を要する工事の規模に該当する場合の例

宅地造成等工事規制区域における届出を要する
工事の規模に該当
→ 届出工事の変更届出を提出



（2）許可を要する工事の規模に該当する場合の例

宅地造成等工事規制区域における許可を要する
工事の規模に該当
→ 許可申請書を提出



〔届出に必要な書類（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	届出工事変更届	—	細則第 10 号様式	○	—
2	☐	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所は赤文字とすること。	—	○	—

7.1.4 届出工事の完了に関する届出（細則第 14 条）

届出工事が完了したときは、速やかに完了届及び工事写真を提出してください。

〔届出に必要な書類（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	届出工事完了届	—	細則第 14 号様式	○	—
2	☐	工事写真	工事完了後の状況写真	（任意様式）	○	—

7.2 擁壁、崖面崩壊防止施設、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等を除却する工事の届出（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項）

7.2.1 届出に必要な書類等

規制区域内において、高さが 2m を超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部若しくは一部を除却する工事又は地表水等を排除するための排水施設、地滑り抑止ぐい等の全部若しくは一部を除却する工事を行う場合、当該工事に着手する日の 14 日前までに、届出が必要となります。ただし、法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可を受けたもの、法第 27 条第 1 項に基づく届出をしたものは除きます。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	擁壁等に関する工事の届出書	—	省令様式第 17	○	—

7.2.2 届出工事の変更届出（細則第 8 条）

届出工事の計画を変更しようとするときは、変更届を提出する必要があります。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	届出工事変更届	—	細則第 10 号様式	○	—
2	☐	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	変更箇所は赤文字とすること。	—	○	—

7.2.3 届出工事の廃止に関する届出（細則第 9 条）

届け出た工事を廃止する場合は、廃止届を提出してください。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	工事廃止届	—	細則第 11 号様式	○	—
2	☐	土地の状況写真	提出時点における土地の状況を撮影したもの	（任意様式）	○	—

7.2.4 届出工事の完了に関する届出（細則第 14 条）

届出工事が完了したときは、速やかに完了届及び工事写真を提出してください。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	届出工事完了届	—	細則第 14 号様式	○	—
2	☐	工事写真	工事完了後の状況写真	（任意様式）	○	—

7.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出（法第 21 条第 4 項、第 40 条 4 項）

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、その転用した日から 14 日以内に、届け出なければなりません。ただし、法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可を受けたもの、法第 27 条第 1 項に基づく届出をしたものは除きます。

〔届出に必要な書類〕 提出部数：1 部

No	書類の種類		内容等	様式	提出書類	
					正	副
1	☐	公共施設用地の転用の届出書	—	省令様式第 18	○	—

8 申請期間について

中間検査、完了検査の申請期間や届出期間には、申請日は含めません。（初日不算入）

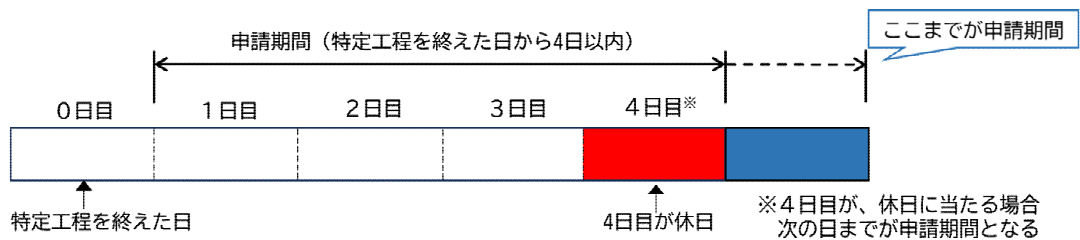
また、中間検査、完了検査の申請期限の最終日が県条例で定められている休日に該当する場合は、翌日に繰り延べます。

〔県条例で定められている休日〕

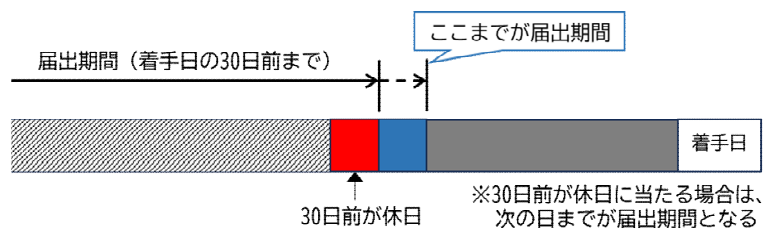
- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

〔申請期間の考え方〕

■ 中間検査の申請期限の最終日が休日に該当する場合



■ 届出工事の届出期限の最終日が休日に該当する場合



9 不法・危険盛土等に対する行政処分・罰則等

盛土規制法では、不法・危険盛土等に対応するため、不法・危険盛土等に該当するかを判断するための立入検査や報告徴取、著しく危険な盛土等を発見した場合の緊急対応、監督処分や改善命令等の行政処分等、行政処分に従わない場合に適用される行政代執行や罰則などの規定があります。

9.1 監督処分（法第 20 条第 1 ～ 4 項、法第 39 条第 1 ～ 4 項）

許可制度上の違反がある盛土等を対象に、違法性が確認された場合は、監督処分（許可取消処分、工事施行停止命令、災害防止措置命令等）を行います。

(1) 許可取消処分（法第 20 条第 1 項、法第 39 条第 1 項）

次の事項に該当する者に対して、許可を取り消すことがあります。

・偽りその他不正な手段により許可を受けた者

例) ① 土地の形状、勾配、土質等の偽り

② 災害の防止上必要な措置を軽減した設計図書を提出して許可を受けた場合

③ 政令で定める資格を有しない者の設計であるにもかかわらず、資格を有する者の名を詐称して許可を受けたような場合

④ 工事を行うために必要な資力及び信用を詐称した場合

⑤ 工事を完成するために必要な能力を詐称した場合

⑥ 土地所有者等の同意書を詐称した場合

・許可に付した条件に違反した者

(2) 工事施行停止命令・災害防止措置命令（法第 20 条第 2 項、法第 39 条第 2 項）

次の事項に該当する工事については、工事主等に対して工事の停止又は災害防止措置をとることを命ずることがあります。

・無許可工事

・許可に付した条件に違反する工事

・技術的基準の規定に適合していない工事

・中間検査を申請しないで施行する工事

(3) 緊急の工事施行停止命令（法第 20 条第 4 項、法第 39 条第 4 項）

前記(2)の工事施行停止命令を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないことが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を省略して、工事主等に対して、工事の施行の停止を命ずることがあります。

次の事項に該当するような場面には、「緊急の必要」があると認められます。

例) ① 現に技術的基準に違反しており、盛土等が崩壊するおそれがある場合

② 施行中の盛土等に、ひび割れや小規模な崩壊等が確認される場合

③ 弁明の機会を付与している間、工事が進行すれば、盛土等が崩壊するおそれがある場合

④ 降雨等が予見され、盛土等が崩壊するおそれがある場合

(4) 土地使用制限・禁止命令、災害防止措置命令（法第 20 条第 3 項、法第 39 条第 3 項）

次の事項に該当する土地については、土地の所有者等に対して、当該土地の使用の停止、制限又は災害防止措置をとることを命ずることがあります。

- ・無許可で盛土等に関する工事が施行された土地
- ・完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質変更に関する工事が技術的基準の規定に適合していないと認められた土地
- ・土石の除去に関する完了確認を申請しない又は完了確認の結果堆積されていた全ての土石が除去されていないと認められた土地
- ・中間検査を申請しない土地の形質変更に関する工事が施行された土地

〔監督処分〕

盛土等の類型	不法盛土等						命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	検査等未受検	土石の除却未完了	
定義	許可を受けないで工事を施行	偽りその他の不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	中間検査や完了検査、完了確認を未受検	完了確認で土石の除却が未完了	
工事中の場合							
許可取消処分（法第20条〔法第39条〕第1項）		○	○				工事主（許可を受けた者/条件に違反した者）
工事施行停止命令/災害防止措置命令（法第20条〔法第39条〕第2項）	○		○	○	○ （中間検査未受検）		工事主/工事請負人/現場管理者
緊急の工事施行停止命令（法第20条〔法第39条〕第4項）	○		○	○	○ （中間検査未受検）		工事主/工事請負人/現場管理者/工事に従事する者
工事施行後の場合							
許可取消処分（法第20条〔法第39条〕第1項）		○	○				工事主（許可を受けた者/条件に違反した者）
土地使用制限・禁止命令/災害防止措置命令（法第20条〔法第39条〕第3項）	○			○	○	○	土地の所有者・管理者・占有者/工事主

9.2 改善命令（法第 23 条、第 42 条）

区域指定前に盛土等が行われた土地のほか、届出制の下で盛土等の工事が行われたもの等許可の対象外の盛土等であっても、災害発生を防止する責任を負う者に対し、以下の要件に該当する場合は、災害防止のための必要な措置を講じることを命ずることがあります。

(1) 法第 23 条第 1 項、法第 42 条第 1 項に基づく改善命令

- ① 盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全である場合、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは必要な措置が極めて不十分である場合
- ② 上記①の状態を放置すると災害発生のおそれ大きいと認められる場合（※「災害発生のおそれ」とは、単に主観的に危惧が感ぜられるだけではなく客観的（技術的な観点からみて）な可能

性があることを指します。)

(2) 法第 23 条第 2 項、法第 42 条第 2 項に基づく改善命令

① 前記(1)に該当する場合で、その災害の発生のおそれが土地所有者等以外の者による盛土等に関する不完全な工事その他の行為(※)が原因であることが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。)に災害防止のための措置の全部又は一部を行わせることが相当であると認められる場合

② その行為をした者に災害防止のための措置を行わせることについて、土地所有者等に異議がない場合

※ 土地所有者等以外の者による「盛土等に関する不完全な工事その他の行為」とは、土地所有者等の土地について前所有者や請負人の行った粗悪な造成工事や、隣地における排水施設の毀損など、当該土地以外の付近地において行われたものも含まれます。

9.3 立入検査(法第 24 条、第 43 条)

立入検査は、盛土規制法による行政処分等を行うために必要がある場合に、法第 24 条、法第 43 条に基づき盛土等に関する工事が行われている土地へ立ち入り、当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査するものです。

検査内容は、当該土地の測量による地積、勾配等の検査、圧密等による土質の検査、コンクリート強度試験による材料検査その他現況観察検査等のほか、ボーリングによる検査や掘削調査等です。

検査を拒否等した場合には罰則が適用される間接強制調査によって、適正かつ円滑な立入検査の実施を確保することが法の趣旨であるから、立入検査の正当性と立入検査を拒否された場合又は妨害等をされた場合には刑罰(法第 56 条第 4 項)が科され得る場合があります。

9.4 報告聴取(法第 25 条、第 44 条)

報告徴取は、土地又はその土地で行われている盛土等行為の工事の状況について報告を求め、現状把握を行い、違法性及び危険性を判断するために実施します。

報告徴取の対象となるのは、「規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者」となっており、現に施行中の工事においては、「工事主」、「工事施行者」も含め、盛土等の工事に関わる者が「管理者」又は「占有者」に該当します。(現場作業員がいる場合、作業員を被用者として使用している「雇用主」も盛土等の工事に関わる者に含まれます。)

工事施行後においては、土地所有者の同意を得ずに盛土等を行った場合であっても、盛土等が放置されたままとなることで、盛土等を行った「工事主」がその土地を無断で使用し続けていることとなるため、「占有者」に該当するものとして、「工事主」から報告徴取することが可能となっています。

なお、報告徴取は、確実な事実認定を行うため、行政指導として行うのではなく、罰則規定の適用があるなど法的効果を伴う法第 25 条、法第 44 条に基づき行います。したがって、「報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき」には刑罰(法第 58 条第 5 号)が科される場合があります。

9.5 行政代執行（法第 20 条第 5 ～ 7 項、第 39 条第 5 ～ 7 項）

監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、義務者（命令の相手方）に代わり、高知県が必要に応じ行政代執行を行います。

行政代執行は、本来、義務者が行うべきものについて、公費を投入して行政が代わりに行うものであり、代執行費用は、行政代執行法及び国税徴収法の規定に従って義務者から費用を徴収します。

9.6 罰則規定（法第 55 条～61 条）

無許可行為や命令違反等は、懲役や罰金等に処せられることがあります。

〔盛土規制法における違反行為および罰則規定〕

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可工事	法第 55 条第 1 項第 1 号 法第 55 条第 1 項第 2 号	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
虚偽申請	法第 55 条第 1 項第 3 号	偽りその他不正な手段により許可を受けた者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
立入検査拒否等	法第 56 条第 4 号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
報告徴取拒否等	法第 58 条第 5 号	報告徴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
命令違反（監督処分）	法第 55 条第 1 項第 4 号	監督処分(法第 20 条第 2 項から第 4 項〔法第 39 条第 2 項から第 4 項〕)に違反した者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
命令違反（改善命令）	法第 56 条第 3 号	改善命令に違反した者、法第 27 条第 1 項の規定による届出に対する勧告に違反した者	1 年以下	300 万円以下	1 億円以下 (法第 60 条第 2 号)
技術的基準違反	法第 55 条第 2 項及び第 3 項	技術的基準（法第 13 条第 1 項〔法第 31 条第 1 項〕）に違反して工事の設計をした者（設計図書を用いない又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は工事施行者） 上記の違反行為が工事主等（工事主又はその代理人、使用人その他の従業者）の故意によるときは、その者を含む。	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
中間検査・完了検査違反	法第 56 条第 1 号	完了検査（土石の堆積の場合、完了確認）、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
定期報告違反	法第 56 条第 2 号	定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1 年以下	300 万円以下	300 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
特定盛土等規制区域における工事の届出違反	法第 57 条	工事の届出をしないで工事をし、又は虚偽の届出をした者	1 年以下	100 万円以下	100 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
基礎調査のための土地の立入り拒否等	法第 58 条第 1 号	基礎調査における土地の立入りを拒み、又は妨げた者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
区域指定時の工事の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 1 項〔法第 40 条第 1 項〕の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出しなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
擁壁等に関する工事の届出違反	法第 58 条第 4 号	法第 21 条第 3 項〔法第 40 条第 3 項〕の規定に違反し、擁壁等に関する工事について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
公共施設用地の転用の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 4 項〔法第 40 条第 4 項〕の規定に違反し、公共施設用地の転用について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	30 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
標識掲示義務違反	法第 59 条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者		50 万円以下	50 万円以下 (法第 60 条第 3 号)
軽微な変更の届出違反	法第 61 条	軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者		30 万円以下※ (過料として)	

※ 法第 61 条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられます。

【改訂履歴】

第 1 版 令和 7 年 4 月 1 日 初版発行